

国が公益法人等に補助金等を交付して
設置造成させている資金等に関する
会計検査の結果についての報告書

平成17年10月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成17年6月7日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等について会計検査を行いその結果の報告を求めることが決定され、同月8日参議院議長より会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告に関する要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成17年10月

会計検査院

目次

第1 検査の背景及び実施状況	1
1 検査の要請の内容	1
(1) 検査の対象	1
(2) 検査の内容	1
2 資金及び平成12年度決算検査報告に掲記した事項の概要	1
(1) 資金の概要	1
(2) 平成12年度決算検査報告に掲記した事項の概要	2
3 検査の方法及び実績	3
第2 検査の結果	5
1 資金の設置、保有の状況	5
(1) 資金の概況	5
(2) 資金の設置根拠等	7
(3) 資金の分類	7
ア 用途別分類	8
イ 運営形態別分類	9
(4) 資金設置経過年数	10
2 「平成12年度決算検査報告」で検査対象とした資金の見直しの状況	11
(1) 94資金全体の状況	11
(2) 検討すべき点が見受けられた27資金の状況	12
ア 資金設置後の経過年数について取り上げたもの	13
イ 事業の実績について取り上げたもの	14
ウ 資金の保有量について取り上げたもの	18
(3) 27資金以外の資金の状況	20

3	2以外のものも含めた各資金の運営の状況	22
(1)	資金全体の状況	22
ア	用途別及び運営形態別の資金数、事業実績額及び資金保有額	22
イ	貸付事業資金の状況	26
ウ	債務保証事業資金の状況	27
エ	利子助成事業資金の状況	29
オ	運営形態別の運用益の状況	29
カ	資金事業の運営に要する人件費等の財源の状況	31
(2)	個別資金の状況	32
ア	116資金の事業実績率及び資金保有倍率	32
イ	13年次検査資金の平均事業実績額及び資金保有倍率の変化	34
(3)	資金事業の運営において検討すべき事態	37
ア	事業の内容について	37
イ	事業の実績について	38
ウ	資金の保有量について	47
エ	資金の管理について	56
4	資金の制度の見直し体制の整備状況	61
(1)	見直し時期の設定状況	61
(2)	目的達成度を測るための基準の策定状況	63
(3)	サンセット方式の導入状況	64
(4)	余裕資金に係る国への返納規定の状況	66
(5)	資金事業のディスクロージャーの状況	66
(6)	資金事業に係る審査、検査の状況	67
第3	検査の結果に対する所見	69
	別表	70

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成17年6月、参議院から、下記事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請を受けた。

(1) 検査の対象

公益法人等に資金を設置造成させるために補助金等を交付している国の機関

(2) 検査の内容

国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等についての次の各事項

資金の設置、保有の状況

「平成12年度決算検査報告」で検査対象とした資金の見直しの状況

以外のもも含めた各資金の運営の状況

資金の制度の見直し体制の整備状況

2 資金及び平成12年度決算検査報告に掲記した事項の概要

(1) 資金の概要

(注1)

国は、一部の公益法人等の団体に補助金等を交付して資金を設置造成させ、単年度で完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせている。これらの事業は、国民生活又は産業の特定分野、特定業種等を対象として、社会経済情勢等の変化によって生じた急激な変化を緩和したり、一定の構造調整や政策誘導等を行ったりすることを目的としており、その内容に応じて、短期・集中的に又は長期・継続的に実施する必要がある。

このため、国は、公益法人等に対し、上記の事業に必要な財源の全部又は一部を助成して資金を設置造成させ、資金需要の変動に対して柔軟かつ機動的に対応できるよう、また、安定的な事業実施が可能となるよう措置している。助成を受けた公益法人等（以下「法人」という。）は、国の補助金交付要綱等に基づき、造成した資金を他の事業の財源と区分して経理し、それぞれ、貸付け、債務保証、利子助成、価格差補てん等の財源として事業を実施している。

(注1) 公益法人等 公益法人(社団法人及び財団法人) 認可法人、独立行政法人及び特別法の規定により法人格を取得している法人

(2) 平成12年度決算検査報告に掲記した事項の概要

本院では、13年次において、内閣府ほか7省が所管する56法人、94資金(以下「13年次検査資金」という。)を対象に、それら資金が設置の趣旨又はその後の事業環境の変化等を踏まえて、適切かつ有効に運営され、国が交付した補助金等の効果が発現しているかという有効性の観点から統一的に検査し、このうち27資金については事業の運営に関し検討すべき点が見受けられたことなどの検査の状況を平成12年度決算検査報告に「特定検査対象に関する検査状況」として掲記している。その要旨は、次のとおりである。

平成12年度末現在、設置後1年以上を経過している資金として、8府省の56法人94資金について検査した状況は次のとおりである。

資金設置後の経過年数に関し、2法人2資金において、事業終了後も資金を保有していたなどして、事業終了後は直ちに資金を返納させるなどの措置を講じる必要がある。

事業の実績に関し、17法人18資金において、実績が全くない又は継続的に少ない状況となっていたり、ピーク時と比べて低調となっていたり、事業財源の減少に伴い実績が減少したりなどして、事業の在り方を総合的に見直す必要がある。

資金の保有量に関し、6法人7資金において、使用見込みのない資金を保有していたり、追加造成によって資金が滞留していたりして、資金の保有規模、追加造成時期等を見直す必要がある。

これらの事態は、低金利情勢下で資金の利点がそがれていることなど社会経済的な要因にもよるが、事業の終期が明確でなく、目的達成度を判定する仕組みも組み込まれていないなど、資金の制度及び運営面に起因する点もある。

したがって、資金事業の運営に関し検討すべき点が見受けられた上記27資金については、早急に見直し、必要な措置を講じるとともに、94資金も含めた今後の資金事業の実施に当たっては、適時適切に見直しを行い、需要に留意して造成を行ったり、サンセット方式を導入したりするなどの必要がある。

また、本院では、14年次以降においても各資金について個別に検査しており、財務省（国税庁）、農林水産省（本省、水産庁）及び国土交通省（本省）が所管する計5法人、5資金について、滞留している保有資金を国に返納させるなど資金事業の運営に関して、13年度から15年度までの決算検査報告に掲記している。

3 検査の方法及び実績

今回の検査においては、13年次検査資金（94資金）のほか、設置後16年度末までに1年以上の事業実施期間を有する資金で13年次に検査の対象となっていなかった44資金（以下「新規資金」という。このうち、12年度以降に設置されたものが32資金、11年度以前に設置されたもので13年次の検査対象に含めていなかったものが12資金）、計138資金（78法人）を対象とした。

検査に当たっては、78法人の138資金すべてについて資料の提出を求めるとともに、資金の所管府省である内閣府ほか8省（13省庁）及び36法人、80資金について実地検査を実施した。

実地検査の人日数及び実地検査箇所数は、次のとおりである。

- ・実地検査人日数　：　168.5人日
- ・実地検査箇所数　：　49箇所

(内訳)

検査対象機関	検査箇所	実地検査箇所数
内閣府	防衛施設庁	1
総務省	本省	1
財務省	国税庁	1
文部科学省	本省	1
厚生労働省	本省	1
	法人	3
農林水産省	本省	1
	林野庁	1
	水産庁	1
	法人	17
経済産業省	本省	1
	資源エネルギー庁	1
	中小企業庁	1
	法人	9
国土交通省	本省	1
	法人	5
環境省	本省	1
	法人	2
合計	本省庁	13
	法人	36

(参考) 検査対象法人の状況

区分	法人数(うち13年次検査資金分)	資金数(うち13年次検査資金分)
検査対象法人	78 (56)	138 (94)
16年度末現在の法人	70 (48)	116 (72)
実地検査実施法人	36 (25)	80 (54)

(注) 検査対象138資金から、資金事業を終了したなどの22資金を除いたものが、16年度末現在の116資金となる。

第2 検査の結果

1 資金の設置、保有の状況

(1) 資金の概況

検査の対象とした前記の78法人、138資金のうち、16年度末現在で設置されている資金(注2)は、表1-1のとおり、70法人、116資金となっている(各資金の事業内容等については、巻末の別表参照)。

116資金の内訳は、13年次検査資金94資金のうち事業を終了したなどの22資金を除いた72資金、新規資金の44資金である。

そして、上記116資金に対して、資金の最初の設置年度である昭和37年度から平成16年度までの間に交付された資金造成のための国庫補助金や受益者からの出えん金等の累計額(以下「造成額累計」という。)は、5兆9677億余円(国庫補助金相当額4兆4731億余円)に上っている。このうち事業において費消された額を除いた16年度末現在の資金保有額は、1兆5409億余円(同1兆3126億余円)となっている。

所管府省別の内訳をみると、農林水産省所管が33法人、61資金、経済産業省所管が18法人、28資金となっており、両省の所管分だけで資金数の76.7%を占めていて、13年次に検査した際の状況とほぼ同様となっている。また、新規資金の資金数についてみると、農林水産省所管が17法人、24資金で、新規資金の54.5%を占めている。

(注2) 16年度で事業が終了し、精算手続を17年度に終えたものについては除いている。

表1-1 各府省別の法人数、資金数及び資金保有額の状況

(単位：件、千円、%)

府 省 名	法人数	資金数	資金保有額(16年度末)	資金数内訳			
	件数 (構成比)	件数 (構成比)	金額 (構成比)	13年次検査資金			新規 資金
				12年度末	終了等	16年度末	
内閣府	1 (1.4)	1 (0.8)	230,349 (0.0)	1	0	1	0
総務省	1 (1.4)	1 (0.8)	4,338,805 (0.2)	1	0	1	0
財務省	1 (1.4)	2 (1.7)	47,390,000 (3.0)	0	0	0	2(0)
文部科学省	1 (1.4)	1 (0.8)	1,920,477 (0.1)	4	終了 3	1	0
厚生労働省	3 (4.2)	3 (2.5)	361,122,282 (23.4)	5	終了 2	3	0
農林水産省	33 (47.1)	61 (52.5)	850,581,831 (55.1)	48	終了 12(1) 分離 1 統合 1	37	24(18)
経済産業省	18 (25.7)	28 (24.1)	162,205,353 (10.5)	25	終了 5(1)	21	7(6)
国土交通省	9 (12.8)	14 (12.0)	84,020,303 (5.4)	7	1	6	8(5)
環境省	3 (4.2)	5 (4.3)	29,169,121 (1.8)	3	統合 1	2	3(3)
合 計	70 (100)	116 (100)	1,540,978,521 (100)	94	終了 23(2) 分離 1 統合 2	72	44(32)
〔国庫補助金相当額〕			〔1,312,680,071〕				

注(1) 「資金数内訳」の「13年次検査資金」の「終了等」のうち農林水産省(1)及び経済産業省(1)については、資金事業を終了しているが他法人に承継して同一の事業を実施しているため、16年度末の資金数に含めている。

注(2) 「新規資金」の()は、12年度以降に設置された資金数で内書きである。

また、12年度以降16年度までの各年度末現在における法人数、資金数、当該資金に係る新規造成額及び資金保有額の推移は、表1-2のとおりとなっていて、資金数及び新規造成額は14年度までは増加している。14年度の新規造成額(6626億余円)が他の年度より多額となっているのは、不良債権処理の影響で離職を余儀なくされた者を雇用した場合などに奨励金の支給等を行う資金に追加造成が行われたことなどによるものである。

表1-2 法人数、資金数、新規造成額及び資金保有額の推移

(単位：件、千円、%)

年度	法人数	13年次 検査資金	新規 資金	資金数 (A)	(A)の対12 年度比率	新規造成額(B) 〔うち国庫補助金相当額〕	(B)の対12 年度比率	資金保有額(C) 〔うち国庫補助金相当額〕	(C)の対12 年度比率
12	69	94	21	115	100	209,824,651 〔166,425,681〕	100 〔100〕	1,542,098,766 〔1,144,321,173〕	100 〔100〕
13	72	90	33	123	106.9	324,761,059 〔277,513,859〕	154.7 〔166.7〕	1,490,032,729 〔1,107,321,385〕	96.6 〔96.7〕
14	75	87	41	128	111.3	662,600,691 〔619,260,337〕	315.7 〔372.0〕	1,785,537,405 〔1,462,207,696〕	115.7 〔127.7〕
15	73	77	44	121	105.2	229,621,475 〔175,768,673〕	109.4 〔105.6〕	1,615,903,621 〔1,391,877,158〕	104.7 〔121.6〕
16	70	72	44	116	100.8	181,434,657 〔146,178,442〕	86.4 〔87.8〕	1,540,978,521 〔1,312,680,071〕	99.9 〔114.7〕

(2) 資金の設置根拠等

116資金について、その設置根拠をみると、法律に基づき設置されているものは13資金であり、それ以外の103資金は補助金交付要綱等に基づき設置されている。また、国が資金を設置造成するため、法人に交付している補助金等を会計別にみると、一般会計からのものが95資金、特別会計からのものが21資金となっている。

そして、資金事業が終了したときの残余資金の精算方法をみると、補助金交付要綱等において、国に返納したり、所管大臣と協議したりするなどの精算規定を設けているものが93資金、精算規定を設けていないものが23資金となっている。

(3) 資金の分類

116資金について、資金の用途及び運営形態から分類すると、表1-3のとおりとなっている。

表1-3 資金の用途別及び運営形態別の分類

(単位：上段件、下段千円)

用途別	法人数	資金数	左の運営形態別内訳				造成額累計(B)	
		16年度末 保有額(A)	取崩し型	回転型	保有型	運用型		うち費消額 (B)-(A)
貸付け	6	9	0	9	0	0	9	9
		162,956,343	0	162,956,343	0	0	178,726,472	15,770,129
債務保証	22	27	0	0	27	0	27	27
		107,008,764	0	0	107,008,764	0	138,334,034	31,325,270
利子助成	10	15	14	0	0	1	15	15
		293,989,558	278,989,558	0	0	15,000,000	394,255,431	100,265,873
補助・ 補てん	40	51	47	0	0	4	51	51
		902,693,612	821,024,292	0	0	81,669,320	4,972,601,627	4,069,908,015
調査等 その他	12	14	7	0	0	7	14	14
		74,330,244	45,038,595	0	0	29,291,649	283,831,300	209,501,056
合計	70	116	68	9	27	12	116	116
		1,540,978,521	1,145,052,445	162,956,343	107,008,764	125,960,969	5,967,748,864	4,426,770,343

注(1) 一つの資金が複数の用途別分類又は運営形態別分類に該当する場合は、事業実績額(22ページの(注4)参照)の多い分類に区分している。

注(2) 同一法人が分類の異なる複数の資金を有するものがあるため、各欄の法人数を加えても合計とは一致しない。

ア 用途別分類

造成された資金を財源として使用する事業の種類をみると、次のように分類できる。

貸付事業資金

貸付けや一時立替えの事業の財源として資金を使用するものである。農業経営の規模拡大、海外漁場の確保等のために貸付け等の事業を実施するに当たって、償還金等を再び貸付け等の財源に充当し、繰り返し使用する必要があるなどとして設置造成されている。これに該当するものは9資金あり、造成額累計1787億余円から貸付金の回収不能による償却額等を除いた16年度末資金保有額は1629億余円となっている。

債務保証事業資金

借入金に対する債務を保証する事業や不測の事態が発生したときに生ずる費用を保証する事業の信用力の基盤となる財源として資金を使用するものである。新たな分野の創造の促進、経営の合理化、体質改善強化等のために債務等の保証事業を実施するに当たって、長期間にわたる借入れに対する代位弁済等に備えて安定的に財源を確保しておく必要があるなどとして設置造成されている。これに該

当するものは27資金あり、造成額累計1383億余円から代位弁済に伴う求償権の償却額等を除いた16年度末資金保有額は1070億余円となっている。

利子助成事業資金

借入金に係る利子の一部を助成したり、補給したりする事業の財源として資金を使用するものである。農家負担の軽減、構造改善の推進等のために利子助成等の事業を実施するに当たって、事業採択した利子助成等に係る翌年度以降に負担することになる助成額について確実に財源を確保しておく必要があるなどとして設置造成されている。これに該当するものは15資金あり、造成額累計3942億余円から利子助成済額等を除いた16年度末資金保有額は2939億余円となっている。

補助・補てん事業資金

各種事業への補助金や農産物等の価格差に対する補てん金を交付したり、不慮の事故による被害者に対して給付金を支給したりする事業の財源として資金を使用するものである。雇用情勢に対応した支援、生産者の経営の安定、需給及び価格の安定等のために補助・補てん等の事業を実施するに当たって、社会条件、自然条件等により大きく変動する資金需要に対応する必要があるなどとして設置造成されている。これに該当するものは51資金あり、造成額累計4兆9726億余円から補助金、補てん金等の額を除いた16年度末資金保有額は9026億余円となっている。この補助・補てん事業資金だけで資金数の43.9%、資金保有額の58.5%を占めている。

調査等その他事業資金

法人自らが行う調査、研究、普及、保管等の事業の財源として資金を使用するものである。様々な事業を法人自ら実施するに当たって、長期・継続的に事業を行う必要があるなどとして設置造成されている。これに該当するものは14資金あり、造成額累計2838億余円から実施した事業の費用等を除いた16年度末資金保有額は743億余円となっている。

イ 運営形態別分類

造成された資金の運営形態をみると、次のように分類できる。

取崩し型資金

資金を利子助成、補助・補てん、調査・研究等の事業の財源に充てることによ

り費消していくもので、68資金がこれに該当し、16年度末資金保有額は1兆1450億余円となっている。この取崩し型資金だけで資金数の58.6%、資金保有額の74.3%を占めている。

回転型資金

使途別分類の貸付事業資金がこれに該当し、資金を繰り返し回転して使用するものである。

保有型資金

使途別分類の債務保証事業資金がこれに該当し、資金を債務保証等の信用力の基盤となる財源として保有するものである。

運用型資金

資金を運用元本として、その運用益を利子助成、補助・補てん、調査・研究等の事業の財源に充てていくもので、12資金がこれに該当し、16年度末資金保有額は1259億余円となっている。

(4) 資金設置経過年数

表1-4のとおり、116資金のうち、近年設置されている資金もある一方、設置から20年以上経過しているものが38資金（32.7%）ある。

近年設置されている資金についてみると、経過年数10年未満のものは、取崩し型資金では68資金のうち40資金（58.8%）となっているのに対して、運用型資金では12資金のうちの2資金（16.6%）となっており、さらに経過年数5年未満のものは運用型資金にはない状況である。これは、近年の金利低下の影響で事業の財源に充てる運用益を十分に確保することが困難となってきていることによると考えられる。

表1-4 運営形態別の資金設置経過年数

（単位：件）

経過年数	取崩し型	回転型	保有型	運用型	合計
30年以上	7	3	3	2	15
25年以上30年未満	6	2	7	1	16
20年以上25年未満	4	0	2	1	7
15年以上20年未満	8	1	1	4	14
10年以上15年未満	3	1	5	2	11
5年以上10年未満	15	0	4	2	21
5年未満	25	2	5	0	32
合計	68	9	27	12	116

2 「平成12年度決算検査報告」で検査対象とした資金の見直しの状況

(1) 94資金全体の状況

13年次検査資金の94資金について、13年度から16年度末までの間に所管府省及び各法人で実施された資金事業に係る見直し等の状況をみると、次のとおりとなっている（表2-1参照）。

(A) 資金事業を終了したもの

資金事業の見直し等の結果、これを終了したものは23資金である。

このうち、保有資金を国に返納したものは14資金であり、その返納額は計119億余円となっている。また、資金事業を終了した後、保有資金を自法人の他の資金又は他の法人に承継したものは4資金、資金をすべて使用して事業を終了したために処理すべき資金保有額がなかったものは5資金となっている。

(B) 見直し措置を講じて資金事業を継続しているもの

資金事業の見直しの結果、余裕資金を国に返納したり、事業内容を変更したり、資金の利用条件を緩和したりするなどの見直し措置を講じて資金事業を継続しているものは48資金（資金の分離、統合の結果、16年度末現在では47資金）である。

このうち、余裕資金を国に返納したものは7資金であり、その返納額は計76億余円となっている。

(C) 特に措置を講ずる必要がないとしてそのまま資金事業を継続しているもの

見直しを検討した結果又は事業の実績等からみて特に措置を講ずる必要がないとしてそのまま資金事業を継続しているものは23資金である。

このように、全体としては、本院が平成12年度決算検査報告に掲記した後、多くの資金において何らかの見直しがなされ、措置が講じられている。

なお、これらの資金のうち、事業を終了した資金を除いたものについては、その後の事業実績等がどのようなになっているかを、後掲3「2以外のものも含めた各資金の運営の状況」の項において記述している。

表2-1 13年次検査資金の見直し等の状況

(単位：件)

区 分	資金数	左の内訳		備 考
		27資金	それ以外	
(A) 資金事業の終了	23	8	15	
保有資金の国庫返納	14	6	8	国庫返納額 計119億余円(うち27資金計31億余円は17年度の返納)
自法人の他の資金又は他の法人に承継	4	1	3	承継金額 計50億余円
資金の保有額なし	5	1	4	
(B) 見直し措置の実施	48	19	29	
余裕資金の国庫返納	7	1	6	国庫返納額 計76億余円
追加造成の取りやめ等	5	4	1	
事業内容の変更等	13	7	6	
利用条件緩和等	16	7	9	
資金運営形態の変更	1	0	1	
その他	23	11	12	
(C) 変更なし	23	0	23	
計	94	27	67	

注(1) 「資金事業の継続」における「区分」の内容は、次のとおりである。

- 余裕資金の国庫返納・・・将来において使用見込みのない資金を国庫に返納したもの
- 追加造成の取りやめ等・・・毎年度又は随時に行っていた資金の追加造成を取りやめたり、縮小したりしたもの
- 事業内容の変更等・・・事業内容を実態に即応したものに変更、拡充、縮小したもの
- 利用条件緩和等・・・資金利用の条件、要件等を緩和したり、利用対象者の範囲を拡大したりなどしたもの
- 資金運営形態の変更・・・資金の運用益による事業の実施から資金そのものを取り崩して実施する方法に変更したもの
- その他・・・上記以外の見直し(広報の充実など)

(C) 変更なし・・・見直しを検討した結果又は事業の実績等からみて、特に措置を講ずる必要がないとしたもの

注(2) (B)については、一つの資金で複数の見直しを行っているものがあるため、～には重複がある。

注(3) 「左の内訳」の「27資金」は、平成12年度決算検査報告において資金事業の運営に関し検討すべき点が見受けられた27資金に係る分であり、「それ以外」は、それを除いた67資金に係る分である。

(2) 検討すべき点が見受けられた27資金の状況

上記(1)の94資金全体の見直し等の状況のうち、平成12年度決算検査報告において資金事業の運営に関し検討すべき点が見受けられた27資金について、同決算検査報告における事態の区分に従い、検討すべき点の概要及びそれを踏まえた主な見直し等の内容を資金ごとにみると、次のとおり、資金事業を終了したもの8資金、余裕資金を国に返納したり、事業内容を変更したりなどして資金事業を継続しているもの19資金となっている。

なお、「主な見直し等の内容」の欄に記載している記号は、上記(1)の表2-1の「区

分」の記号である。

(注3) 平成12年度決算検査報告における事態の区分

<p>ア 資金設置後の経過年数について取り上げたもの</p> <p>(ア) 事業終了後も資金を保有していたもの</p> <p>(イ) 期間の経過に伴い資金の事業目的が変化しているもの</p>
<p>イ 事業の実績について取り上げたもの</p> <p>(ア) 事業実績が全くないもの又は継続的に少ない状況となっているもの</p> <p>(イ) 事業実績がピーク時に比べて近年低調となっているもの</p> <p>(ウ) 事業財源の減少に伴い事業実績が減少しているもの</p> <p>(エ) その他事業の性格上効果の検証が容易でないものなど</p>
<p>ウ 資金の保有量について取り上げたもの</p> <p>(ア) 使用見込みのない資金を保有しているもの</p> <p>(イ) 追加造成によって資金が滞留しているもの</p>

ア 資金設置後の経過年数について取り上げたもの(2法人2資金)

(ア) 事業終了後も資金を保有していたもの(1資金)

法人名 (資金(事業)名)	平成12年度決算検査報告に掲記した検討すべき点の概要	主な見直し等の内容
(財)食品産業センター (食品産業緊急機材整備事業)	リース助成の実績がないまま事業を終了し、その後も補助金の返納を行わず資金を保有していた。	< A - 事業の終了、国庫返納 > 13年10月に残余資金306,651千円を国に返納した。

(イ) 期間の経過に伴い資金の事業目的が変化しているもの(1資金)

法人名 (資金(事業)名)	平成12年度決算検査報告に掲記した検討すべき点の概要	主な見直し等の内容
全国商店街振興組合 連合会 (商店街振興基金)	事業の主目的は、消費税の円滑な転嫁という面から、中心市街地の空洞化等といった新たな商店街の情勢変化に対応した活性化対策へと変化している。	< B - 事業の継続、その他 > 新たな商店街の情勢変化に対応した効果的な事業の実施を図るため、14年度から、事業実施後のフォローアップのためのアンケート調査を実施した。

イ 事業の実績について取り上げたもの（17法人18資金）

(ア) 事業実績が全くないもの又は継続的に少ない状況となっているもの（8資金）

法人名 (資金(事業)名)	平成12年度決算検査報告に掲記した検討すべき点の概要	主な見直し等の内容
(財)食品流通構造改善促進機構 (食品流通構造改善対策債務保証事業基金)	債務保証対象者が一定規模以上の企業や第3セクターに限定されていることなどから、資金設置以降債務保証実績がない。	< B - 事業の継続、その他 > 14年7月に債務保証契約書の書式を整備して、本債務保証を利用しやすくし、被保証者の事務負担の軽減を図った。
(財)海外漁業協力財団 (南太平洋漁業振興基金)	入漁料支払方式が変更されたが、貸付額の算定方法は従前どおりであり、制度的に資金需要が生じないため、漁業者に対する入漁料相当額の貸付実績は元年度以降ない。 対象国が限定され、また、低金利の影響を受けるため、入漁料に係る借入金の利子補給が計画に比べて少ない。	< B - 事業の継続、余裕資金返納・内容変更・条件緩和 > 15年次における本院の個別資金の検査の指摘に基づき、15年3月に実施要領を改正して、以下の措置を講じた。 貸付事業を廃止し、残余資金のうち国庫補助金相当額496,662千円を国に返納した。 利子補給割合の引上げ及び本事業の対象国の追加を行った。 (平成14年度決算検査報告348ページ参照)
(財)魚価安定基金 (損失及び買取資金貸付事業資金)	損失額の貸付けについては、損失額が小さいため貸付制度の利用に至る場合が少なく、買取額の貸付けについては、事前に手続を要するため事実上その発動が制限され、貸付実績が少ない。	< B - 事業の継続、条件緩和 > 14年4月に貸付手続の取扱いを改め、買取資金の貸付けに当たって、従来、事業主体が買取りを行う都度申請することとしていたものを、月に2回程度にまとめて申請できることとした。
(社)大日本水産会 (漁協経営基盤強化)	利子助成の要件として、助成後の金利の下限が2%と設定さ	< B - 事業の継続、内容変更・条件緩和 >

推進基金)	れているが、系統資金の末端金利が2%程度で推移したため、事業開始以来、利子助成の実績がない。	14年3月に実施要領を改正し、助成後の下限金利を1.5% (15年度から0.6%) に引き下げたり、利子助成対象の拡大を行ったりした。
(社)電炉業構造改善促進協会 (債務保証事業基金)	債務保証の対象となる会員の数が減少していること、各企業の合理化努力の効果が現れていることなどから、元年度以降の債務保証実績は2件となっている。	< B - 事業の継続、条件緩和 > 15年7月に業務方法書を改正し、保証対象資金を拡大した。
(社)プラスチック処理促進協会 (債務保証基金)	バブル崩壊後において全般的に景気低迷が続いたことなどから、元年度以降の債務保証実績は7件となっている。	< B - 事業の継続、条件緩和・その他 > 14年12月に業務方法書を改正し、被保証者の資格、保証対象資金等を拡大したり、広報活動を実施したりした。
全国商工会連合会 (保証事業等に係る信用基金)	都道府県等から多額の助成が行われていて、商工会等の負担分に充てる借入金が少ない額で済むことから、資金設置以降債務保証実績はない。	< B - 事業の継続、その他 > 13年4月以降、制度利用者から事業の利用上の課題についてヒアリングを行ったり、PRを強化したりした。
(財)産業廃棄物処理事業振興財団 (特定債務保証基金) (現：債務保証基金)	産業廃棄物を処理する特定施設の建設に対して地元住民の反対が強く、整備が進まない例がみられるという事情から、資金設置以降の債務保証実績は1件となっている。	< B - 事業の継続、その他 > 本法人が別に設置している一般債務保証基金で多額の代位弁済が生ずる可能性が高まり、同基金の残高だけでは対応できない事態が生ずることも考えられたため、14年1月に寄附行為等を改正し、同基金と本基金を統合して効率的な利用が可能となるようにした。

(1) 事業実績がピーク時に比べて近年低調となっているもの(4資金)

法人名 (資金(事業)名)	平成12年度決算検査報告に掲記した検討すべき点の概要	主な見直し等の内容
------------------	----------------------------	-----------

(財)中央果実生産出荷安定基金協会(果実生産出荷安定資金)	オレンジ果汁等の輸入自由化への対応が進んだことなどに伴い、生産者補給金交付額等は、ピーク時の11.9%となっている。	< B - 事業の継続、内容変更・条件緩和 > 13年4月に新たな実施要綱等を制定し、果樹農家の経営安定を図るための事業の創設等事業内容の見直しを行った。また、15年3月にも実施要綱等を改正し、利用対象者を拡大した。
(財)中央果実生産出荷安定基金協会(パインアップル緊急特別対策資金)(現:パインアップル対策資金)	パインアップル調製品の輸入自由化への対応が進んだことなどに伴い、優良種苗の増殖等に対する補助金交付額は、ピーク時の17.0%となっている。	< B - 事業の継続、その他 > 15年度から事業内容の見直しを行って新たな事業を実施するとともに、事業の重点化を図った。
野菜供給安定基金(加工用トマト生産安定対策事業資金)	事業規模の縮小に伴い、加工用トマトの消費拡大対策や機械開発等に要した事業費は、ピーク時の20.4%となっている。	< A - 事業の終了、保有額なし > 資金の目的は達したとして追加造成は行わず、資金残高が0円となった14年度末で資金事業を終了した。
(財)金属鋳業緊急融資基金(経営安定化資金)	鋳業権者等の数が減少し、直近の利子補給額はピーク時の3.8%となっている。	< A - 事業の終了、国庫返納 > 法人の目的は達成したとして15年12月に解散し、残余資金のうち国庫補助金相当額720,205千円を国に返納した。

(ウ) 事業財源の減少に伴い事業実績が減少しているもの(2資金)

法人名(資金(事業)名)	平成12年度決算検査報告に掲記した検討すべき点の概要	主な見直し等の内容
漁船保険中央会(漁船保険振興事業資金)	運用益で海難防止助成事業等を実施しているが、運用益の減少に伴い事業規模はピーク時の36%に減少している。	< B - 事業の継続、その他 > 14年度以降、事業ニーズを踏まえて必要な事業に重点配分することとした。また、16年6月に、取崩し型へ移行することも含めてアンケート調

		査を実施し、その結果を踏まえて、引き続き運用型で事業を実施している。
(社)潤滑油協会 (潤滑油製造業近代化基金)	運用益で潤滑油に関する品質・性能試験研究等を実施しているが、運用益の減少に伴い事業規模はピーク時の46%に減少している。	< B - 事業の継続、その他 > 16年4月に基金対象事業検討会を設置し、事業の重点化・効率化を図ることについて検討した。

(I) その他事業の性格上効果の検証が容易でないものなど(4資金)

法人名 (資金(事業)名)	平成12年度決算検査報告に掲記した検討すべき点の概要	主な見直し等の内容
(社)大豆供給安定協会 (備蓄基金)	資金設置以来27年間備蓄大豆の放出はない一方、毎年度多額の保管料等を要している。また、借入金により購入した大豆を買い替えることにより、時価に比べ割高となった借入金に対する利息の負担軽減を図る必要がある。	< B - 事業の継続、追加造成取りやめ・内容変更・その他 > 14年度以降、買替えを実施することにより借入利息の負担軽減を図るとともに、売払いを実施して備蓄数量の削減を行った。
(社)配合飼料供給安定機構 (備蓄基金)	資金設置以来25年間備蓄穀物の放出はない一方、毎年度多額の保管料等を要している。また、借入金により購入した飼料穀物を買い替えることにより、時価に比べ割高となった借入金に対する利息の負担軽減を図る必要がある。	< B - 事業の継続、追加造成取りやめ・内容変更・その他 > 14年度以降、買替えを実施することにより借入利息の負担軽減を図るとともに、売払いを実施して備蓄数量の削減を行った。
(財)古紙再生促進センター (債務保証事業基金)	古紙業界において設備の近代化を推進するためには、協同化・協業化が有効な手段であるが、この手段により近代化を行うための借入りに係る債務保証実績は少ない。	< B - 事業の継続、その他 > 古紙供給業者等が構成員となっている各地区委員会の事務局連絡会を13年度より2回に増やし、本制度の実施状況を報告したり、PRを強化したりした。
(財)船舶解撤事業促	造船事業者が行う船舶解撤事	< A - 事業の終了、国庫

<p>進協会 (船舶解撤促進助成基金)</p>	<p>業に対して助成金を交付して、造船事業者の仕事量の確保、外航海運における船腹過剰の解消を図ることを目的としているが、業界全体として仕事量の確保にどの程度貢献しているかの検証が容易でない。 また、世界レベルの船腹過剰問題を1法人1資金の規模で行うことによる効果の検証は容易でない。</p>	<p>返納> 海事分野に関する国際的な問題の解決を図る国際海事機関において、船舶解撤問題の解決を図る方向が明確となり、資金の果たす役割を終えたとして、16年度末をもって資金事業を終了した。 なお、17年8月に残余資金のうち国庫補助金相当額2,024,942千円を国に返納した。</p>
-----------------------------	---	---

ウ 資金の保有量について取り上げたもの(6法人7資金)

(ア) 使用見込みのない資金を保有しているもの(4資金)

<p>法人名 (資金(事業)名)</p>	<p>平成12年度決算検査報告に掲記した検討すべき点の概要</p>	<p>主な見直し等の内容</p>
<p>(財)私学研修福祉会 (被災私立学校支援基金)</p>	<p>利子補給の対象は7、8両年度の融資としており、利子補給期間内の所要額は8年度末で算定できたことから、それを超える額は8年度末時点で国庫に返納が可能であった。</p>	<p>< A - 事業の終了、国庫返納 > 13年度末で利子補給期間が終了したことから、14年8月に、残余資金19,473千円を国に返納して事業を終了した。</p>
<p>(財)食品産業センター (特定農水産物加工利用増進等事業)</p>	<p>12年度でリース助成の新規採択は行わないことから、利子助成期間が終了する16年度末までの助成額は確定しており、それを超える額は国庫に返納できる状況である。</p>	<p>< A - 事業の終了、国庫返納 > 14年7月に使用見込みのない1350,082千円を国に返納した。その後、16年8月に資金事業を終了した。</p>
<p>(財)中央果実生産出荷安定基金協会 (特別資金)</p>	<p>本資金の運用益は、果実生産出荷安定資金の運用益と合わせて特別事業の実施に充てるものであるが、元年度以降の事業費は果実生産出荷安定基金の運用益の範囲内に収まっており、本資金を保有していなくても特別事業が実施できる状況である。</p>	<p>< A - 事業の終了、他資金に承継 > 本法人が保有している果実生産出荷安定資金及び果樹特別対策資金で行っている事業と併せてより効果的に実施することとしたことから、12年度末で本資金の運用益による特別事業を終了し、残余資金320,122千円を果樹特別対策</p>

		資金に承継した。
(社)ソーラーシステム振興協会 (ソーラーシステム普及促進融資基金)	<p>ソーラーシステムの設置者に対する利子補給を行い、運用益は、普及促進事業等の経費の財源及び財源不足に備えた準備金として積み立てている。</p> <p>しかし、資金事業が終了する16年度までに要する普及促進事業等の経費は、準備金で十分賄えると認められることから、資金のうち利子補給に要する分以外は、事業終了前に国に返納することが可能な状況である。</p>	<p>< A - 事業の終了、国庫返納 ></p> <p>利子補給期間が終了した16年度末で事業を終了した。</p> <p>なお、17年9月に残余資金のうち国庫補助金相当額1,120,688千円を国に返納した。</p>

(1) 追加造成によって資金が滞留しているもの(3資金)

法人名 (資金(事業)名)	平成12年度決算検査報告に掲記した検討すべき点の概要	主な見直し等の内容
(財)甘味資源振興会 (いもでん粉工場再編整備対策資金) (現:いもでん粉工場再編整備等対策資金)	<p>事業期間の最終年度である12年度に2回の追加造成を行っているが、当年度の事業費は、前年度末の保有額と1回目の追加造成額で賄えたので、2回目の交付を受けなくても事業の実施が可能な状況であった。</p>	<p>< B - 事業の継続、内容変更 ></p> <p>14年3月及び16年6月に新たに通知を発し、いもでん粉工場再編整備の更なる効果発現に資するための緊急的措置として、生産性の向上・製造コストの低減を図る等の産地の自主的取組に対する助成金の交付事業を実施した。</p>
(財)中央果実生産出荷安定基金協会 (果樹等緊急対策資金) (現:果樹特別対策資金及び特定畑作物等対策資金)	<p>4年度末から6年度末までの保有額は90億円前後で推移していた。そして、7年度から12年度の間には、ガット・ウルグアイ・ラウンド対策を緊急的に実施するため、国庫補助金や果実生産出荷安定資金からの繰入れにより追加造成を行った。</p> <p>しかし、事業執行が見込みを下回ったことから、12年度末には約133億円の保有額となっている。</p>	<p>< B - 事業の継続、追加造成取りやめ・内容変更 ></p> <p>13年度以降追加造成を取りやめるとともに、13年度から天候等によって果実の需給不均衡や品質が低下した場合などの市場隔離や調整保管に要する経費を補助する事業を新規に行うなどした。</p>

(財)農林水産長期金融協会 (農山漁村振興基金)	各年度の新規貸付けに対応する返済終了までの利子助成分を毎年度追加造成しているが、各年度の貸付けが計画どおりに伸びていないことなどから、毎年度多額の使用残見込額を保有する結果となっている。	< B - 事業の継続、追加造成取りやめ・条件緩和 > 過去の使用残見込額を活用することとし、14年度は大幅に追加造成を減額し、15、16両年度は、追加造成を行わないなどとした。
-----------------------------	---	--

(3) 27資金以外の資金の状況

上記(2)の27資金を除いた67資金に係る見直し等の状況は、前記(1)の表2-1のとおりであるが、このうち、社会経済情勢の変化等に対応した見直しが行われたと認められる主な事例を示すと、次のとおりである。

なお、各事例中の文頭に記載している記号は、前記(1)の表2-1の「区分」の記号である。

社会経済情勢の変化に対応して資金事業を廃止したもの

所 管 省 名	法 人 名	資 金 (事 業) 名	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
文部科学省	日本体育・学校健康センター	学校給食用物資安定供給基金	昭和50	貸付け回转型
<p>< A - 事業の終了、国庫返納 ></p> <p>本資金による事業は、学校給食用物資を低廉かつ安定した価格で供給できるよう、都道府県給食会に学校給食用物資の購入資金を貸し付けるものである。</p> <p>しかし、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月閣議決定）において、「学校給食関係業務については、社会経済情勢の変化等により国が給食物資に関与すべき時代ではなくなっており、諸条件を整えて、センターの業務としては廃止する。」と指摘されたことを踏まえ、平成15年9月に本事業を廃止して残余資金18億4202万円を国へ返納した。</p>				

将来必要となる額を超える保有額を返納したもの

所 管 省 名	法 人 名	資 金 (事 業) 名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
総務省	独立行政法人情報通信研究機構	高度電気通信施設整備促進基金 4,338,805(同額)千円	平成7	利子助成 取崩し型

(旧通信・放送機構)			
<p>< B - 事業の継続、余裕資金返納 ></p> <p>本資金による事業は、電気通信基盤充実臨時措置法（平成3年法律第27号）に基づき、高度通信施設整備事業等を実施するために電気通信事業者等が行った借入れに対し、利子助成を行うものである。</p> <p>平成16年4月に旧通信・放送機構が旧独立行政法人通信総合研究所と統合し、独立行政法人情報通信研究機構として発足するに当たり、資金についても、15年度末の資金保有額105億2791万円のうち、当分の間事業に必要な資金44億5222万円を承継することとし、残余の60億7568万円を国に返納した。</p>			

現在の金融情勢に対応した資金の運営形態に改めたもの

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
経済産業省	全国商工会連合会	商工会等記帳機械化等オンライン化推進事業基金 6,000,000(同額)千円	昭和63	補助・補てん取崩し型
<p>< B - 事業の継続、資金運営形態変更 ></p> <p>本資金による事業は、平成元年の消費税導入に伴い、コンピュータを活用した記帳機械化による記帳継続指導を推進するため、オンライン処理を行う際の回線使用料や情報化時代に対応したシステム開発を行う事業等に補助するものである。そして、この資金は、資金を取り崩さずに運用益のみで事業を行うスキームとしていた。</p> <p>元年度以降の運用益をみると、ピーク時の2年度には5億円（事業費約5200万円）あったが、近年の運用利回りの低下に伴い、直近3年間（14年度から16年度）の平均では年約1600万円（同2億円）まで減少していて、7年度以降は積み立てていた運用益の残余を取り崩して事業費に充当している状況となっている。そして、本資金の事業費は、税制及び会計制度の変更、IT化の急速な進展などに伴って今後更に増こうしていくものと推測されている。</p> <p>このため、経済産業省（中小企業庁）及び本法人では、15年3月に運営要領を改正して、資金そのものを取り崩して事業費に充てることのできることにした。</p>				

3 2以外のものも含めた各資金の運営の状況

16年度末現在において設置されている116資金について、その運営状況をみると次のとおりである。

検査に当たっては、13年次の検査の際に検討すべき点が多数見受けられた「事業の実績」及び「資金の保有量」の視点に加え、「事業の内容」及び「資金の管理」の視点からも検査した。

(1) 資金全体の状況

ア 使途別及び運営形態別の資金数、事業実績額及び資金保有額

16年度末現在において設置されている資金全体について、元年度の状況と16年度(注4)の状況を比較すると、表3-1のとおり、資金数では52資金から116資金に、事業実績額(各年度の新規貸付額、新規債務保証額、利子助成支払額、補助・補てん支払額等)では、2677億余円から4894億余円に、資金保有額では6218億余円から1兆5409億余円となっている。

事業実績額、資金保有額の推移をみると、事業実績額については、元年度以降9年度までは大きな変化はなく、10年度から増加の傾向となり、ピークの14年度は、元年度の約2倍となっている。資金保有額については、元年度以降14年度まで増加の傾向となっており、14年度には元年度の約3倍となっている。

(注4) 事業実績額 資金事業の内容には種々のものがあり、例えば、貸付事業資金については、資金の貸付け、貸付金の管理、貸付金の回収等が、債務保証事業資金については、債務保証の引受け、債務保証額の管理、代位弁済等がある。本報告の分析において各年度の事業実績額としているのは、保有資金の使用と密接に結び付くものとして、貸付事業資金については新規貸付額、債務保証事業資金については新規債務保証額、利子助成事業資金については利子助成支払額、補助・補てん事業資金については補助金等の支払額、調査等その他事業資金については調査・研究等に係る費用の支払額としている。

表3-1 資金数、事業実績額及び資金保有額の推移

(単位：件、千円)

年度	資金数	事業実績額	資金保有額
元	52	267,772,490	621,847,870
2	54	273,461,944	692,678,216
3	56	238,537,695	891,363,674
4	58	288,391,685	958,072,633
5	61	301,300,765	944,073,003
6	62	307,022,905	971,146,408
7	68	300,719,557	1,036,264,720
8	70	312,072,495	1,099,008,456
9	72	279,606,242	1,203,683,173
10	78	340,324,266	1,339,753,575
11	83	383,455,833	1,412,898,132
12	93	362,196,912	1,460,408,575
13	105	499,727,068	1,479,295,594
14	113	556,185,837	1,776,480,059
15	116	550,095,176	1,610,496,144
16	116	489,495,359	1,540,978,521

(ア) 用途別にみた状況

元年度以降の用途別の資金数、事業実績額及び資金保有額の推移についてみると、次のとおりとなっている（図3-1参照）。

貸付事業資金についてみると、資金保有額は、農地の利用集積や農地保有合理化事業関係の資金が新規に造成されたことなどにより、13年度から増加の傾向となっている。一方、事業実績額は、バブル経済の崩壊を背景に3年度及び5年度に大幅な低下となったが、10年度に貸付条件の変更等により実績が増加した資金があったため増加している。

債務保証事業資金についてみると、資金数、事業実績額及び資金保有額ともに元年度以降増加傾向となっている。これは、景気の状態に対応して講じられる経済対策として補正予算による新規資金の設置及び追加造成がなされたことなどが要因となっている。各年度とも事業実績額が資金保有額を上回っているのは、債務保証については、資金ごとに、資金全体として保証を承諾できる最

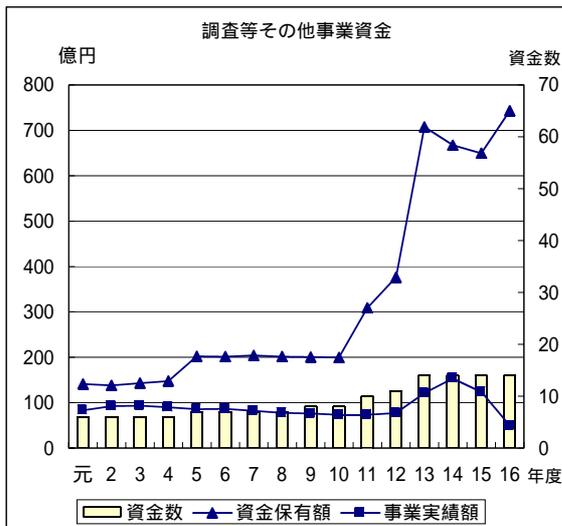
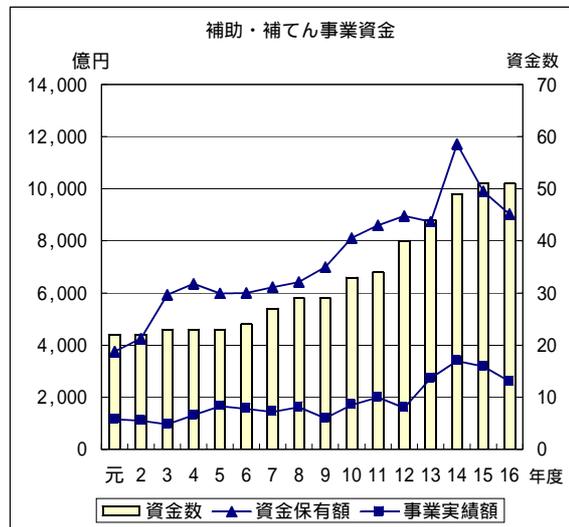
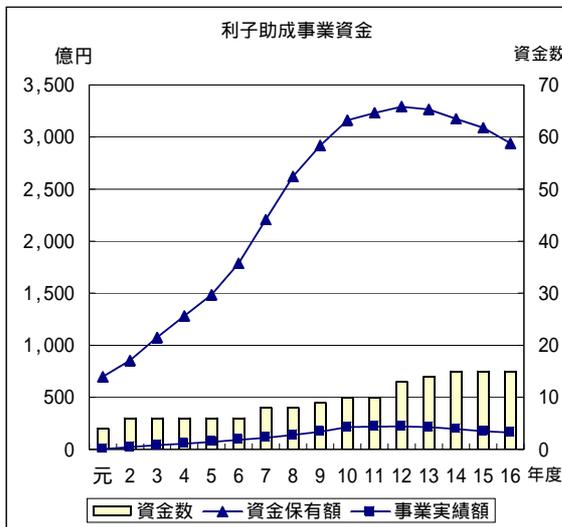
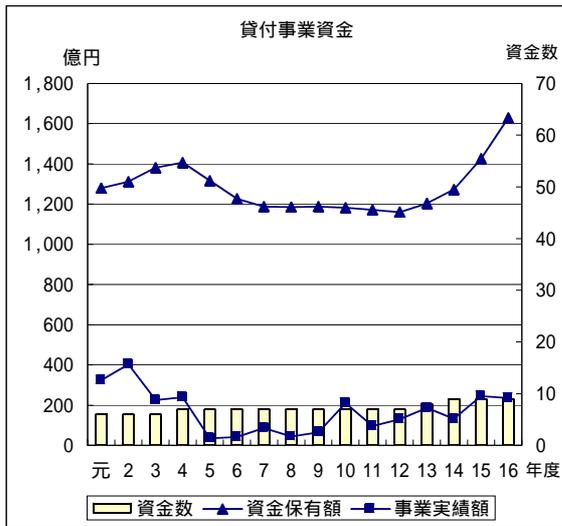
高限度額（通常は資金残高に6倍、10倍等に乗じた額。以下「債務保証限度額」という。）が定められており、資金保有額を上回った債務保証が可能となっていることによる。

利子助成事業資金についてみると、資金保有額は12年度まで大幅に増加している一方で、この間の事業実績額は近年の貸付金利の低下により、ほぼ横ばいとなっている。

補助・補てん事業資金についてみると、資金保有額が14年度に突出しているのは、不良債権処理の影響で離職を余儀なくされた者を雇用した場合などに奨励金の支給等を行う資金に追加造成が行われたことなどによる。

調査等その他事業資金についてみると、資金保有額が13年度に急増しているのは、国内炭に係る鉱害復旧事業関係の資金が設置されたことによるものである。

図3-1 用途別の資金数、事業実績額及び資金保有額の推移



(1) 運営形態別にみた状況

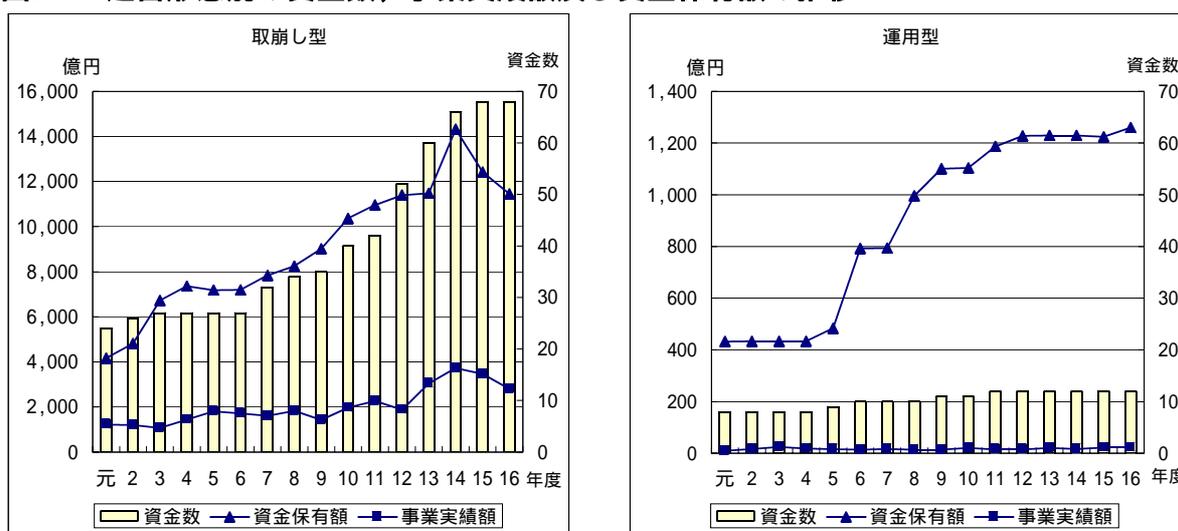
元年度以降の運営形態別の資金数、事業実績額及び資金保有額の推移についてみると、図3-2のとおりとなっている。

取崩し型資金についてみると、資金数は元年度に24件であったものが16年度には68件と約2.8倍に増加していて、これに伴い資金保有額は約2.7倍、事業実績額は約2.2倍に増加している。取崩し型資金の用途は、利子助成、補助・補てん及び調査・研究等となっている。

運用型資金についてみると、資金保有額は、5年度以降11年度まで増加しているが、それ以降は資金が新設されていないことから、横ばいとなっている。

なお、回転型資金及び保有型資金は、それぞれ(ア)の貸付事業資金及び債務保証事業資金に該当する。

図3-2 運営形態別の資金数、事業実績額及び資金保有額の推移



イ 貸付事業資金の状況

(ア) 資金保有額に対する貸付残高の割合の推移

12年度から16年度までの各年度末における資金保有額に対する貸付残高の割合の推移をみると、表3-2のとおり、各年度において半数以上の資金が50%未満となっていて、これら資金については資金保有額の50%以上が貸し付けられずに法人の手元に保管されている状況となっている。

表3-2 資金保有額に対する貸付残高の割合別の資金数の推移

(単位：件)

区 分	1 2 年度	1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度
80%以上	0	1	1	1	0
50%以上80%未満	3	3	2	1	2
30%以上50%未満	2	2	2	4	4
10%以上30%未満	1	0	2	2	3
10%未満	1	2	2	1	0
合計	7	8	9	9	9

(1) 新規貸付額、新規造成額、貸付金償還額等の推移

12年度から16年度までの新規貸付額、新規造成額、貸付金償還額及び資金保有額の推移をみると、表3-3のとおりとなっている。13年度以降の各年度において、新規貸付額よりも新規造成額及び貸付金償還額の計が上回っているため、その差額は毎年度、貸付未済額として手元に保管され、これを含めた手元保管額は、12年度の603億余円から16年度には916億余円と年々増加している。

これは、長期間にわたる景気低迷等によって貸付実績が計画より伸びなかったり、将来の貸付需要が大幅に増加した場合に備えるとして、貸付未済額をそのまま手元に保管していたりしたためと考えられる。

表3-3 新規貸付額、新規造成額、資金保有額等の推移

(単位：千円)

区 分	1 2 年度	1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度
新規貸付額	12,992,068	18,578,693	13,295,568	24,440,354	23,523,203
新規造成額	430,084	4,535,097	6,995,861	15,534,006	22,427,923
貸付金償還額	6,578,618	18,350,117	9,148,438	18,389,523	18,358,665
資金保有額	116,047,706	120,366,322	127,220,918	142,643,811	162,956,343
うち貸付残高	55,715,815	55,944,879	60,092,083	66,143,201	71,303,762
うち手元保管額	60,331,891	64,421,443	67,128,835	76,500,610	91,652,581

ウ 債務保証事業資金の状況

(ア) 債務保証限度額に対する債務保証残高の割合の推移

12年度から16年度までの各年度末における債務保証限度額に対する債務保証残

高の割合の推移をみると、表3-4のとおり、12年度の1件を除きいずれの年度の資金もすべて50%未満となっており、このうち、半数以上の資金が10%未満にとどまっている。

表3-4 債務保証限度額に対する債務保証残高の割合別の資金数の推移

(単位：件)

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
80%以上	0	0	0	0	0
50%以上80%未満	1	0	0	0	0
30%以上50%未満	3	3	4	2	3
10%以上30%未満	3	5	3	6	4
10%未満	14	15	17	17	18
合計	21	23	24	25	25

(注) 債務保証事業資金のうち資金事業の仕組み上、保証残高が算定できない2資金は、この表に含めていない。

(1) 代位弁済額、回収額等の推移

12年度から16年度までの代位弁済額、回収額、求償権償却額等の推移をみると、表3-5のとおり、代位弁済額は15年度まで同程度で推移しているが、回収額は15年度に大きく減少し、求償権償却額は15年度以降大幅に増加している。すなわち、代位弁済を行ったものの、債務者に返済能力がないなどのため、求償権の全部又は一部を償却し、それに相当する資金が回収されない事態が増加している状況となっている。

表3-5 代位弁済額、回収額、求償権償却額等の推移

(単位：千円、%)

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	対12年度比
代位弁済額	3,329,395	3,169,949	3,392,172	3,321,825	1,189,742	35.7
回収額	1,189,472	1,061,313	1,256,806	797,570	891,874	74.9
求償権償却額	343,955	649,672	1,458,324	3,443,744	3,540,744	1029.4
年度末求償権残高	12,520,841	14,727,965	16,073,326	15,416,257	12,474,206	99.6

エ 利子助成事業資金の状況

利子助成の事業採択が行われた場合には、採択時に適用された利子助成率に従って助成期間満了まで助成が実施されることになり、その都度、後年度負担額（翌年度以降助成期間満了までに負担することになる利子助成額の合計をいう。以下同じ。）は減少していくことになる。

12年度から16年度までの各年度末における資金保有額及び後年度負担額の推移をみると、表3-6のとおり、各年度末における後年度負担額は、近年の低金利による利子助成率の低下、新規事業採択の減少等から、減少傾向となっている。また、資金保有額から後年度負担額を控除した額は、300億円台から400億円台で推移しているが、この額は、翌年度以降に新規事業採択がなかった場合には、国に返納することが可能となる額である。

表3-6 資金保有額及び後年度負担額の推移

（単位：千円）

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
資金保有額(A)	148,915,967	150,000,104	144,401,752	139,125,541	128,157,148
後年度負担額(B)	108,884,497	104,239,196	98,938,350	97,718,404	97,893,975
(A)-(B)	40,031,470	45,760,908	45,463,402	41,407,137	30,263,173

（注）利子助成事業資金のうち資金事業の仕組み上、後年度負担額が算定できない資金は、この表に含めていない。

オ 運営形態別の運用益の状況

運営形態別の運用益について、12年度から16年度までの推移をみると、近年の低金利（参考：主要金利の推移）の影響を反映して、表3-7のとおりとなっている。

資金全体の状況を12年度と16年度とで比較すると、運用の元本となる資金保有額が1兆4604億余円から5.5%増の1兆5409億余円となっている一方、運用益は173億余円から28.0%減の124億余円となっており、また、平均運用利回りも1.2%から0.7%に低下している。

運営形態別にみると、運用型資金では、資金全額を運用に回すことが可能であり、また、他の型の資金に比べ長期の運用方法を採用することが可能なことから、各年度の平均運用利回りは他の型の資金と比べて高くなっており、最も低い取崩し型に対しては1.6ポイントから1.3ポイントの開差を生じている。

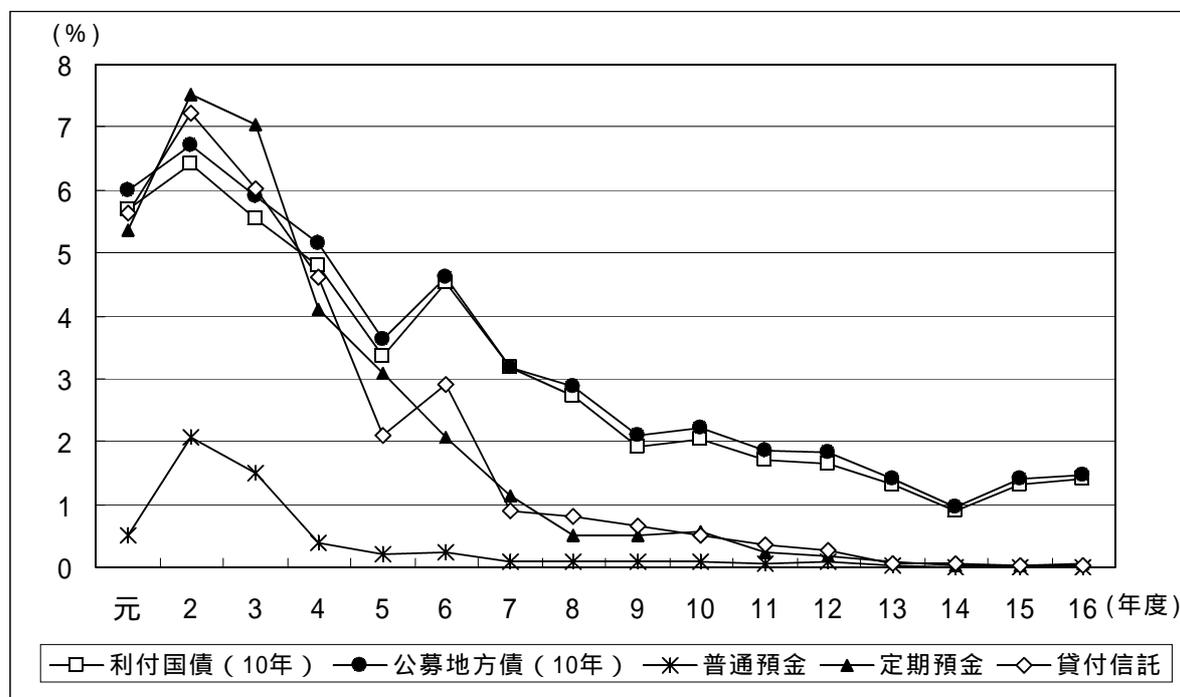
表3-7 運営形態別の運用益の推移

(上段：運用益、中段：資金保有額、下段：運用利回り、単位：千円、%)

区 分	1 2年度	1 3年度	1 4年度	1 5年度	1 6年度
取崩し型	11,496,345	10,122,830	8,083,217	8,048,885	7,548,416
	1,140,078,333	1,148,375,454	1,432,750,534	1,241,951,363	1,145,052,445
	1.0	0.8	0.6	0.6	0.6
回転型	1,524,127	1,364,643	1,432,969	1,451,487	1,247,362
	116,047,706	120,366,322	127,220,918	142,643,811	162,956,343
	1.3	1.1	1.1	1.0	0.8
保有型	1,442,007	1,180,386	1,276,701	1,229,241	1,288,682
	81,450,522	87,615,982	93,556,264	103,424,447	107,008,764
	1.7	1.3	1.4	1.2	1.2
運用型	2,891,552	2,858,593	2,748,214	2,664,183	2,393,749
	122,832,014	122,937,836	122,952,343	122,476,523	125,960,969
	2.3	2.3	2.2	2.1	1.9
合計	17,354,031	15,526,452	13,541,101	13,393,796	12,478,209
	1,460,408,575	1,479,295,594	1,776,480,059	1,610,496,144	1,540,978,521
	1.2	1.0	0.8	0.7	0.7

(注) 各年度の運用利回りは、各年度の運用益を当該年度首と当該年度末の資金保有額の平均で除して算定している。

(参考) 主要金利の推移



注(1) 日本銀行調査統計局のデータによる。

注(2) 利率は、各年度の12月末の値である。

注(3) 国債及び地方債は償還期間が10年ものの利率、定期預金は預入金額1000万円以上、期間3箇月以上6箇月未満のもの利率、貸付信託は信託期間が5年の予想配当率である。

カ 資金事業の運営に要する人件費等の財源の状況

資金事業の運営に当たって必要となる人件費（調査・研究等に係る直接人件費のように事業実績額に含まれる人件費は除く。）事務費等（以下「人件費等」という。）については、所管府省が定めた資金事業の実施要領等において、資金の運用益又は資金そのものをその財源に充てることが認められている資金がある。

そこで、116資金について、16年度における運用益等の人件費等への充当状況をみると、人件費等に充てている資金が81資金、充てていない資金が35資金となっている。そして、人件費等に充てている81資金のうち、運用益のほか自己収入も人件費等の財源としている資金で、充当後にこれら財源に使用残が生じていて運用益分がどの程度充当されたのか把握できないなどの9資金を除いた72資金について、運用益等の人件費等への充当状況をみると、表3-8のとおりとなっている。

すなわち、充当額は72資金全体で31億余円であり、そのうち5000万円以上の資金は17資金、26億余円となっている。

さらに、この72資金の16年度の事業実績額と運用益等の人件費等への充当額の状況をみると、表3-9のとおり、事業実績が全くなく人件費等だけを負担している資金が11資金、充当額1億余円となっている。また、事業実績のある61資金について、事業実績額に対して人件費等への充当額がどの程度の割合となっているかをみると、50%以上の資金が12資金、このうち100%（事業実績額と人件費等への充当額が同額）以上となっているものが9資金となっている。

表3-8 人件費等に運用益等を充当している状況

（上段：資金数、下段：金額、単位：件、千円）

運営形態別	人件費等への充当額(16年度)					合 計
	100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上	
取崩し型	12	8	4	9	10	43
	4,343	28,682	29,458	183,110	1,834,354	2,079,950
回転型	0	1	0	2	3	6
	0	1,705	0	23,463	251,683	276,852
保有型	3	2	3	6	1	15
	904	5,003	22,833	133,897	65,377	228,015
運用型	0	2	0	3	3	8
	0	5,472	0	58,392	481,876	545,741
合 計	15	13	7	20	17	72
	5,247	40,864	52,291	398,863	2,633,292	3,130,559

表3-9 事業実績額と運用益等の人件費等への充当額の状況

(上段:資金数、下段:金額、単位:件、千円)

運営形態別	事業実績額に対する人件費等への充当額の割合(16年度)					16年度に事業実績のない資金	合計
	10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上			
				うち100%以上			
取崩し型	29	5	0	7	6	2	43
	1,852,106	96,357	0	124,690	112,857	6,795	2,079,950
回転型	5	0	0	0	0	1	6
	221,494	0	0	0	0	55,357	276,852
保有型	4	1	0	2	1	8	15
	77,467	24,234	0	78,194	12,817	48,118	228,015
運用型	2	3	0	3	2	0	8
	90,278	58,392	0	397,070	60,402	0	545,741
合計	40	9	0	12	9	11	72
	2,241,347	178,984	0	599,956	186,077	110,271	3,130,559

(2) 個別資金の状況

個々の資金は設置目的、事業内容、利用対象者、資金規模等を異にするため、それぞれの事業実績や資金保有量を同一の尺度では比較検討しにくいという面はあるが、本報告において、各資金を統一的に比較するに当たっては、平成12年度決算検査報告の場合と同様、次の事業実績率及び資金保有倍率という指標を用いている。

事業実績率は、直近3年間の平均事業実績額を元年度以降におけるピーク時の事業実績額で除して得た率である。これは、資金事業に対する需要が現在どの程度の水準にあるかを表そうとするもので、この率が高い資金は、事業に対する近年の需要がピーク時に近いことを示している。

資金保有倍率は、直近の資金保有額を直近3年間の平均事業実績額で除して得た数値である。これは、事業実績からみて資金保有量がどの程度の水準にあるかを表そうとするもので、この数値が低い資金ほど、事業実績に対応した資金保有規模となっていると考えられる。

ア 116資金の事業実績率及び資金保有倍率

16年度末現在において設置されている116資金それぞれの事業実績率及び資金保有倍率は、巻末の別表に記載のとおりである。このうち、事業実績率についてその状況をみると、表3-10のとおりとなっている。

116資金の中には、事業実績額が算定できないなどのため、事業実績率の比較になじまないものが9資金ある。そして、残りの107資金についてみると、事業実績率が30%未満と低くなっているものが31資金あり、このうち23資金は、設置後10年以上経過している。他方、80%以上の高い事業実績率となっているものは19資金あり、11資金は経過年数が10年未満となっている。

表3-10 16年度末における事業実績率の状況

(単位：件)

区 分	取崩し型	回転型	保有型	運用型	合計
80%以上	13	2	2	2	19
50%以上80%未満	24	1	6	0	31
30%以上50%未満	13	1	7	5	26
10%以上30%未満	9	2	4	4	19
10%未満	5	2	4	1	12
事業実績率の比較になじまないもの	4	1	4	0	9
合 計	68	9	27	12	116

また、資金保有倍率についてその状況を見ると、表3-11のとおりとなっている。

116資金のうち、事業実績額が算定できないなどのため資金保有倍率の比較になじまない9資金は、上記と同じ資金である。そして、残りの107資金についてみると、30資金が50倍以上と高くなっており、このうち保有資金の運用益の範囲で事業を実施することから資金保有倍率が高くなる傾向のある運用型資金を除いても21資金が50倍以上となっている。また、取崩し型資金については、10倍未満の資金が過半を占めている一方で、約2割の資金が50倍以上となっている。回転型資金、保有型資金については、いずれも10倍以上の資金が過半を占めており、このうち保有型資金については約3割の資金が50倍以上となっている。

表3-11 16年度末における資金保有倍率の状況

(単位：件)

区 分	取崩し型	回転型	保有型	運用型	合計
資金保有倍率の比較になじまないもの	4	1	4	0	9
100倍以上	11	1	3	5	20
50倍以上100倍未満	2	0	4	4	10
30倍以上50倍未満	1	1	2	2	6
10倍以上30倍未満	12	3	4	1	20
1倍以上10倍未満	31	3	7	0	41
1倍未満	7	0	3	0	10
合 計	68	9	27	12	116

イ 13年次検査資金の平均事業実績額及び資金保有倍率の変化

13年次検査資金のうち16年度末現在において設置されている72資金について、12年度末現在及び16年度末現在の直近3年間の平均事業実績額及び資金保有倍率の変化は、巻末の別表の増減比に記載のとおりである。ここで116資金全体について用いた事業実績率ではなく平均事業実績額を使用しているのは、両年度末現在においてピーク時が異なっている資金があり、その場合事業実績率を比較することは適当ではないことによる。

このうち、平均事業実績額の比較については、表3-12のとおり、事業実績額の比較になじまない15資金を除いた67資金のうち、増加しているものが26資金（38.8%）、減少しているものが41資金（61.1%）となっている。そして、これらの資金について、前記2の13年次検査資金の見直し等の状況との関連をみると、見直し措置を講じた資金のうち平均事業実績額が減少しているものは59.0%となっているのに対し、見直し措置を講じていない資金のうち平均事業実績額が減少しているものは65.2%となっている。

表3-12 12年度末現在と16年度末現在における平均事業実績額の比較

(単位：件、%)

区分	全体		うち見直し措置を講じたもの		うち見直し措置を講じていないもの	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
事業実績額の増減						
平均事業実績額が増加しているもの	26	38.8	18	40.9	8	34.7
平均事業実績額が減少しているもの	41	61.1	26	59.0	15	65.2
小計	67	100	44	100	23	100
事業実績額の比較になじまないもの	5		5		0	
合計	72		49		23	

(注) 見直し措置を講じたもの49資金は、見直し措置を講じて資金事業が継続している47資金に、資金事業は終了したが他団体に承継して同一事業を実施している2資金を加えたものである。次表においても同じ。

また、資金保有倍率の比較については、表3-13のとおり、資金保有倍率の比較になじまない15資金を除いた67資金のうち、減少しているものが30資金(44.7%)、増加しているものが37資金(55.2%)となっている。そして、見直し等の状況との関連をみると、見直し措置を講じた資金のうち資金保有倍率が増加しているものは52.2%となっているのに対し、見直し措置を講じていない資金のうち資金保有倍率が増加しているものは60.8%となっている。

なお、比較になじまない15資金は上記と同じ資金である。

表3-13 12年度末現在と16年度末現在における資金保有倍率の比較

(単位：件、%)

区分	全体		うち見直し措置を講じたもの		うち見直し措置を講じていないもの	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
資金保有倍率の増減						
資金保有倍率が減少しているもの	30	44.7	21	47.7	9	39.1
資金保有倍率が増加しているもの	37	55.2	23	52.2	14	60.8
小計	67	100	44	100	23	100
資金保有倍率の比較になじまないもの	5		5		0	
合計	72		49		23	

このうち、見直し措置を講じた後に運営状況が好転した事例を示すと、次のとおりである。

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
農林水産省	財団法人魚価安定基金	損失及び買取資金貸付事業資金 6,292,711(4,600,000)千円	昭和51	貸付け 回転型
<p>本資金による事業は、主要水産物の調整保管事業（漁業者団体が、漁獲時期に対象水産物を漁業者から一定価格水準で買い取り、漁獲時期以外の時期に売り払うことにより、水産物価格の安定を図る事業）の円滑な運営に資するため、売払価格が買取価格を下回ることによって漁業者団体に損失が生じた場合及び特に必要があるとして水産物の買取りを行う場合に、損失額又は買取額を対象として無利子融資を行うものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、損失額の貸付け及び買取額の貸付けの実績が計画に対して約9%と少ない旨を掲記したところ、農林水産省（水産庁）及び本法人では、14年4月に、買取資金の貸付けに当たって、従来、事業主体が買取りを行う都度、申請することとしていたものを月に2回程度にまとめて申請することができることとするなどの見直しを行った。</p> <p>この結果、買取額の貸付けは、13年度3億0699万円であったものが、14年度には47億9550万円と大幅に増加し、その後15年度44億0762万円、16年度33億3438万円と推移している。</p>				

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
農林水産省	財団法人農林水産長期金融協会	農山漁村振興基金 98,704,554(同額)千円	平成元	利子助成 取崩し型
<p>本資金による事業は、構造政策の推進及び中山間地域の活性化を図ることを目的として、農林漁業の経営改善や地域活性化に取り組む事業者の借入金の金利負担を軽減するための利子助成等を行うものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、本法人は毎年度追加造成しているが、各年度とも新規貸付分の実績が計画どおりに伸びていないことなどから、毎年度多額の使用残額を保有する結果になっている旨を掲記したところ、農林水産省及び本法人で</p>				

は、過去の使用残見込額を活用することとして、以下のとおり見直しを行った。

14年度は大幅に追加造成を減額し、15、16両年度は、追加造成を行っていない。

15年度から、農業経営負担軽減支援資金等に係る都道府県への利子助成等補助金を交付対象に追加した。

この結果、毎年度増加してきて13年度には1094億円となった資金保有額は、14年度1058億円、15年度1020億円、16年度987億円と減少している。

(3) 資金事業の運営において検討すべき事態

70法人116資金の資金事業の運営について検査した結果、33資金において次のような事態が見受けられた。なお、同一の資金で複数の事態を掲記しているものがあるため、延べ資金数では36資金となる。

上記33資金の内訳は、13年次検査資金が25資金（うち平成12年度決算検査報告において検討すべき点が見受けられた資金が12資金）、新規資金が8資金（うち12年度以降に設置されたものが5資金）となっている。

ア 事業の内容について（1法人1資金）

事業の内容に関しては、次のような事態が1資金において見受けられた。したがって、同資金については、資金事業として継続していく必要性はあるかについて検討することが必要である。

資金事業として継続していく必要性を検討すべきもの（1資金）

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
経済産業省	社団法人全国石油協会	品質管理基金 2,730,000(同額)千円	昭和57	調査等その他 運用型
本資金は、揮発油製品品質管理体制の整備に関する事業を円滑に行わせることを目的に設置造成されたものであり、全国9箇所の試験センターの設置完了後、資金の運用益は、センターを技術面からサポートし、総合的な品質確保体制を整備するため、平成3年度にリース方式により導入された品質試験室の賃借料及び維持管理費（以下「賃借料等」という。）に使用されている。				

この賃借料等は、本資金の運用益のほかに他事業部門の収入が充てられており、15年度の賃借料等6606万円のうち資金の運用益分は2074万円、16年度は3002万円のうち1770万円となっている。

しかし、品質試験室は8年度に拡充され、当該拡充部分の賃借料については、毎年度別途国庫補助金の交付を受けていることもあり、単に賃借料等を支払う事業を資金事業として継続していく必要があるのか検討が必要な状況であった。

なお、実地検査後の17年4月以降、本資金運用益の賃借料等への使用は取りやめられ、新たに分析技術研修を実施していくこととしている。

イ 事業の実績について（16法人17資金）

事業の実績に関しては、次のように13年次検査時と同様な事態が17資金において見受けられ、なかには平成12年度決算検査報告において検討すべき点が見受けられた資金として掲記したものの、事態が好転していない資金も散見された。

したがって、これらの資金については、見直しに当たって実効性のある方策を検討するとともに、利用者のニーズを的確に反映した事業内容、利用条件となっているか、事業財源の減少への対応を適切に行っているかなど多角的に検証し、改めて資金事業としての在り方を総合的に見直すことが必要である。

(ア) 事業実績が継続的に少ない状況となっているもの（12資金）

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
農林水産省	財団法人食品流通構造改善促進機構	食品流通構造改善対策債務保証事業基金 425,096(350,000)千円	平成3	債務保証 保有型
<p>本資金による事業は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）に基づき農林水産大臣が認定する構造改善事業等において、卸売市場等の整備に必要な資金を借り入れようとする事業者のうち、既存の信用保証制度の対象にならない者に対して債務保証を行うものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、3年度の資金設置以降、12年度まで債務保証実績が全くない旨を掲記したところ、農林水産省及び本法人では、被保証者の事務負担を軽減し利用の促進を図るため、業務規程を改正するなどしている。</p>				

しかし、景気の低迷等により食品販売業者等の設備投資需要が低いことなどから、13年度以降も債務保証実績は依然として3件と少なく、また、16年度末における債務保証限度額に対する債務保証残高の割合も6%にすぎない状況である。

なお、17年7月に、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）が制定され、同年10月の同法施行後は新たに認定総合効率化事業による流通施設の整備等も本資金による債務保証の対象に追加された。

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
農林水産省	社団法人全国農地保有合理化協会	農地保有合理化法人債務保証基金 758,375(455,025)千円	平成7	債務保証 保有型

本資金による事業は、農地保有合理化法人（都道府県農業公社等）が農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業を実施するために必要な資金の借入れについて、本協会が債務保証を行うものである。

しかし、資金が設置された平成7年度から16年度までの債務保証実績は12件（357百万円）であり、近年農産物価格の低迷等厳しい農業事情の下で、新たに資金を借り入れて取り組む事業も減少しているため、直近3年間（14年度から16年度）の新規の債務保証実績は1件となっている。

また、16年度末における債務保証限度額に対する債務保証残高の割合は0.2%にすぎない状況である。

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
農林水産省	全国漁業協同組合連合会	漁業経営安定特別対策基金 1,407,934(同額)千円	昭和56	補助・補てん 取崩し型

本資金による事業は、第2次オイルショックによる燃油価格の高騰、魚価低迷等により困難な状況に直面している中小漁業者の漁業経営の安定を図るため、漁業用石油タンクの建設に要する経費等を助成したり、燃油価格が高騰し緊急対策が必要な場合に、漁協系統で緊急輸入する石油製品の価格差や漁業経営のショック緩和対策のための助成を行ったりするものである。そして、この事業については本資金の単年度の運用益

を充て、 の事業については本資金を取り崩して使用することとしている。

しかし、 の事業については、タンク建設用地となる漁港の整備の遅れや近年の低金利による運用益の減少などのため、直近3年間（平成14年度から16年度）の平均事業実績額741千円は、元年度以降のピーク時32,794千円（4年度）の2.2%となっており、また、 の事業については、オイルショック以降、燃油の需給が緩和基調で推移し、緊急対策を必要とするような状況が発生しなかったことから、事業を開始した昭和59年度以降平成16年度までの間の事業実績は全くない状況である。

なお、17年9月に燃油価格高騰に伴う運転資金等の需要増に対応した新たな低利融資制度が創設されるなどしている。

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
経済産業省	社団法人全国信用保証協会連合会	特定中堅企業金融円滑化特別基金 7,945,217(同額)千円	平成10	補助・補てん 取崩し型
<p>本資金による事業は、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、これら事業者の借入れについて債務保証を行う都道府県信用保証協会の代位弁済に対して出えんを行うものである。</p> <p>しかし、資金設置後の平成11年度から16年度までの各年度の事業実績をみると、主要行及び中小・地域金融機関における不良債権問題への対応が図られてきたこと、11年12月の中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の改正により事業の対象となる中堅事業者の範囲が縮小したことなどから、出えん件数が1件から4件（2,791千円から31,527千円）程度と少ない状況である。</p>				

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
経済産業省	社団法人電炉業構造改善促進協会	債務保証事業基金 700,000(350,000)千円	昭和52	債務保証 保有型
<p>本資金による事業は、電炉業を営む者が構造改善に係る電気炉等の廃棄処分等を行うのに必要な資金の借入れについて、本法人が債務保証を行うものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、債務保証の対象となる本法人の会員数</p>				

が当初の22社から16社に減少していること、バブル期においては電炉業界の事業が好調で廃棄処分等が進まなかったことなどから、元年度以降における債務保証の実行は、7年度及び10年度にそれぞれ1件、計2件である旨を掲記したところ、経済産業省及び本法人では、設備処理に要する資金のほかに、事業再構築、事業革新等に要する資金についても対象とする見直しを行った。

しかし、13年度から16年度までの債務保証実績をみると、最近の鋼材需要環境の激変による鋼材市況の急上昇を背景に電炉業界の事業が好調であること、また、業績は好調であるものの、事業革新に踏み切るほどには電炉業者の財務状況が改善されていないことなどから、依然として1件と少なく、また、16年度末における債務保証限度額に対する債務保証残高の割合も0.9%にすぎない状況である。

一方、本法人では、資金の運用益を資金事業に要する人件費及び一般管理費に充てており、その額は、直近3箇年平均で1259万円となっている。

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
経済産業省	社団法人プラスチック処理促進協会	債務保証基金 327,588(163,794)千円	昭和47	債務保証保有型

本資金による事業は、廃プラスチック有効利用事業者が、設備を取得するのに必要な資金及び運転資金の借入れについて、本法人が債務保証を行うものである。

この事業について平成12年度決算検査報告で、元年度から12年度までの間における債務保証実績は計7件と少ない旨を掲記したところ、経済産業省及び本法人では、業務方法書を改定して被保証者の資格、保証対象資金等を拡大し、事業実施の要件を緩和したり、対象となる事業者に対して広報活動を実施したりした。

しかし、13年度から16年度にかけて、プラスチック加工業界における業況の回復には遅れがみられたことなどから、債務保証実績は依然として1件と少なく、また、16年度末における債務保証限度額に対する債務保証残高の割合も1.7%にすぎない状況である。

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類

経済産業省	財団法人古紙再生促進センター	債務保証事業基金 560,000(280,000)千円	昭和49	債務保証 保有型
<p>本資金による事業は、古紙の回収、流通に係る事業の近代化を遂行するため、古紙供給事業の協同化若しくは協業化を実施し、又は実施しようとする古紙供給業者、及び 以外の古紙供給業者の設備近代化に要する資金の借入れについて、本法人が債務保証を行うものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、中小零細業者がその大多数を占める古紙業界において設備の近代化を推進するためには、協同化・協業化が有効な手段であるが、12年度までの債務保証の実施状況は、に係るものが大部分を占めており、協同化・協業化を行うに係るものは少ない旨を掲記したところ、経済産業省及び本法人では、古紙供給業者等が構成員となっている各地区委員会の事務局連絡会を13年度より2回に増やし、本制度の実施状況を報告したり、PRを強化したりして、各地区委員会への本制度の理解を深めるよう努めているとしている。</p> <p>しかし、13年度から16年度までの債務保証実績をみると、事業者が本制度を利用せずに独自に金融機関から融資を受けている場合があることなどから、及びを合わせても依然として3件と少なく、また、16年度末における債務保証限度額に対する債務保証残高の割合も5.4%にすぎない状況である。</p>				

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
経済産業省	日本商工会議所	保証事業等に係る信用基金 522,000(500,000)千円	平成5	債務保証 保有型
<p>本資金による事業は、商工会議所が、小規模事業者向け共同施設等を整備するのに必要な資金の借入れについて、本法人が債務保証を行うものである。</p> <p>しかし、小規模事業者向け共同施設等にはこれまで都道府県及び市町村から多額の助成が行われており、商工会議所の自己負担分に充てる借入金は少ない額で済むことなどから、資金が設立された平成5年度から16年度までの債務保証実績は1件(16年度に保証期間終了)と極めて少ない状況である。</p>				

所管	法人名	資金(事業)名	設置	用途別分類
----	-----	---------	----	-------

省 名		16年度末保有額(国庫補助金相当額)	年度	運営形態別分類
経済産業省	全国商工会連合会	保証事業等に係る信用基金 522,000(500,000)千円	平成 5	債務保証 保有型
<p>本資金による事業は、商工会等が、小規模事業者向け共同施設等を整備するのに必要な資金の借入れについて、本法人が債務保証を行うものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、資金が設立された5年度から12年度までの間における債務保証実績は全くない旨を掲記したところ、経済産業省（中小企業庁）及び本法人では、商工会等に対して債務保証事業の周知を図った。</p> <p>しかし、小規模事業者向け共同施設等にはこれまで都道府県及び市町村から多額の助成が行われており、商工会等の自己負担分に充てる借入金は少ない額で済むことなどから、13年度から16年度までの債務保証実績は依然として1件と少なく、また、16年度末における債務保証限度額に対する債務保証残高の割合も0.3%にすぎない状況である。</p>				

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
国土交通省	財団法人高齢者住宅財団	家賃債務保証基金 2,034,437(2,000,000)千円	平成 13	債務保証 保有型
<p>本資金による事業は、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、高齢者の家賃の支払債務について、本法人が債務保証を行うもので、単年度の平均的な新規制度活戸数を9,800戸と計画して資金造成している。</p> <p>しかし、平成13年度から16年度までの債務保証実績は、高齢者等に本制度の周知がされていないことなどから、0件（13年度）、18件（14年度）、63件（15年度）、80件（16年度）と計画に対して0%から0.8%と少なく、また、16年度末における債務保証限度額に対する債務保証残高の割合は0.08%にすぎない状況である。</p> <p>なお、寄附行為等が改正され、17年9月に債務保証の対象が障害者世帯にも拡大された。</p>				

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
国土交通省	財団法人住宅保証機構	住宅完成保証基金 406,651(200,000)千円	平成 11	債務保証 保有型

本資金による事業は、住宅建設を受注した中小企業である住宅建設業者が倒産するなどした場合に、発注者が最小限の追加負担で住宅を完成させることができるよう本法人が保証するもので、年間1万戸の保証が可能となるよう資金造成されている。

しかし、資金設置以降平成16年度までの保証実績は、住宅生産者及び消費者に本制度が浸透していないことなどから、年平均188戸で、資金造成額算定の基礎となっている保証対象戸数1万戸に対して1.8%と少ない状況となっている。

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
環境省	財団法人日本環境協会	土壌汚染対策基金 1,348,899(1,110,620)千円	平成14	補助・補てん 取崩し型
<p>本資金による事業は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づき、土壌汚染の原因者が不明等の場合、汚染の除去等の措置を当該土地所有者等が実施するのに必要な資金を都道府県等が助成する場合に助成金を交付したり、環境リスクについての普及啓発を行ったりするものである。</p> <p>事業実績についてみると、汚染土壌の原状回復に対する助成制度を整備している都道府県等が少ないことなどから、資金設置以降助成金を交付する事業は実績が全くなく、普及啓発のための事業(平成14年度6,680千円、15年度5,986千円、16年度4,333千円)のみを実施している状況である。</p>				

(1) 事業実績がピーク時に比べて低調となっているもの(3資金)

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
農林水産省	財団法人中央果実生産出荷安定基金協会	パインアップル対策資金(旧パインアップル緊急特別対策資金) 509,282(同額)千円	昭和63	補助・補てん 取崩し型
<p>本資金による事業は、パインアップルの調製品の輸入自由化に伴う需給事情の変化に対処するため、県基金協会が優良種苗の増殖、栽培管理の改善等に対して補助金を交付する事業等に補助するものである。</p>				

この事業について平成12年度決算検査報告で、輸入自由化への対応のピークであった元年度の事業実績約4億7000万円に対して直近3年間（10年度から12年度）の平均は約8000万円（ピーク時の17.0%）となっている旨を掲記したところ、農林水産省及び本法人では、15年度からは事業内容を見直して新たな事業を実施するとともに、事業の重点化を図り、ニーズを踏まえた機動的な事業実施に努めているとしている。

しかし、事業実績についてみると、直近3年間（14年度から16年度）の平均事業実績は約4800万円（ピーク時の10.1%）となっていて、13年次検査当時から更に事業規模が減少している。

所 管 省 名	法 人 名	資 金（ 事 業 ） 名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置 年度	使 途 別 分 類 運 営 形 態 別 分 類
経済産 業省	社団法人全国石油協 会	揮発油販売業経営合理化指導基金 465,000(同額)千円	昭和 60	調査等その他 運用型
<p>本資金による事業は、揮発油販売業者の経営の合理化を図り、もって揮発油の安定供給の確保を図ることを目的として、経営改善講習会や指導員養成講習会の開催を行うものである。</p> <p>平成元年度以降の事業実績をみると、ピーク時の2年度には、財源の運用益約3300万円に対して約2000万円であったが、研修会のテーマや開催時期が対象者の希望と合わなかったなどのため、直近3年間（14年度から16年度）の平均では、運用益の860万円に対し、225万円（ピーク時の10.8%）となっている状況である。</p>				

所 管 省 名	法 人 名	資 金（ 事 業 ） 名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置 年度	使 途 別 分 類 運 営 形 態 別 分 類
経済産 業省	社団法人全国石油協 会	石油製品販売業消費税転嫁円滑化基 金 15,000,000(同額)千円	昭和 63	利子助成 運用型
<p>本資金による事業は、消費税の導入に当たり、石油製品販売業における消費税の円滑な転嫁に関する事業を行わせるため、資金の運用益により、経営の改善に向けた異業種への進出又は転換を行う揮発油販売業者に対する利子補給等を行うものである。</p> <p>平成元年度以降の事業実績をみると、ピーク時の3年度には、財源の運用益10億円に対して約9億7000万円であったが、その後の景気低迷や低金利のため利子助成の申込者</p>				

が減少したことなどに伴い、直近3年間（14年度から16年度）の平均では、運用益の2億3087万円に対し、5259万円（ピーク時の5.4%）となっている状況である。

一方、本法人では、資金の運用益を資金事業に要する人件費及び一般管理費に充てており、その額は、直近の3箇年平均で5346万円となっている。

(ウ) 事業財源の減少への対応の検討が必要な状況となっているもの（2資金）

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
経済産業省	社団法人潤滑油協会	潤滑油製造業近代化基金 2,855,000(同額)千円	昭和53	調査等その他 運用型
<p>本資金による事業は、潤滑油の安定供給の確保を図るため、潤滑油製造業の経営合理化と高度化対策に関する品質・性能の試験研究等の事業を行うものである。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、この事業は運用益のみで事業を行うスキームとしているため、近年の運用利回りの低下に伴い、事業規模を縮小せざるを得ない状況となっていて、事業規模はピーク時の約46%に縮小している旨を掲記したところ、経済産業省（資源エネルギー庁）及び本法人では、基金運用方針協議会を設置して基金の運用方法を検討したり、基金対象事業検討会を設置して事業の重点化・効率化を図ることについて検討したりした。</p> <p>しかし、事業実績についてみると、依然として低金利（直近3年間（14年度から16年度）の平均運用益は92,296千円）であることから、運用益で実施する本資金の事業規模を縮小せざるを得ない状況が続いており、直近3年間の平均事業実績は9683万円（ピーク時の42.3%）となっている。</p> <p>したがって、本資金が設置されている趣旨を更に生かすためには、事業財源の減少への対応についての検討が必要な状況である。</p>				

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
経済産業省	全国商店街振興組合 連合会	商店街振興基金 5,020,000(5,000,000)千円	昭和63	補助・補てん 運用型
<p>本資金による事業は、商店街の振興を図るコミュニティ活動や交流事業等の事業を行</p>				

うことにより、平成元年度に導入されることとなった消費税の適正かつ円滑な転嫁を促し、商店街の発展に寄与することを目的とするものである。

この事業について平成12年度決算検査報告で、事業の主目的が消費税の適正かつ円滑な転嫁という面から、中心市街地の空洞化等といった新たな商店街の情勢変化に対応した活性化対策へと変化している旨を掲記したところ、経済産業省（中小企業庁）及び本法人では、効果的な事業の実施を図るため、14年度から事業実施後のフォローアップのためのアンケート調査を実施した。

しかし、本事業の事業実績についてみると、運用益の減少（14年度61,413千円、15年度44,970千円、16年度36,484千円）に伴い、1件当たりの助成額を下げた事業を実施しなければならない状況が続いており、14年度は65,485千円（ピーク時の19.1%）、15年度は51,216千円（同15.0%）、16年度は16,743千円（同4.9%）と事業規模は縮小している。

したがって、本資金が設置されている趣旨を更に生かすためには、事業財源の減少への対応についての検討が必要な状況である。

ウ 資金の保有量について（10法人12資金）

資金の保有量に関しては、次のような事態が12資金において見受けられ、なかには13年次検査時と同様な事態も見受けられた。したがって、これらの資金については、使用見込みのない資金がある場合にはできるだけ速やかに国に返納させるなどの措置を講ずるとともに、事業量に応じた適正な資金規模・水準とするよう更に配慮し、また、使用見込みのない資金を保有していないか、事業実績等からみて多額な余裕資金を保有していないか、資金を効率的に使用できないかなど多角的に検証し、改めて資金の保有量を総合的に見直すことが必要である。

(ア) 使用見込みのない資金を保有しているもの（5資金）

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
農林水産省	財団法人全国瑞穂食糧検査協会	検査機器リース事業基金 204,760(同額)千円	平成12	補助・補てん 取崩し型

本資金による事業は、これまで国が行ってきた農産物検査の円滑な民営化を図り、適

正かつ確実な農産物検査を実施するため、登録検査機関として登録を受けようとする者等が登録に必要な検査機器をリースにより導入する場合に、そのリース料の一部を助成するものである。

この助成事業は、平成12年度から16年度末までに採択したリース契約に対して契約期間内の助成を行うものであり、17年度以降は新規の採択は行わないことから、今後必要となる助成額は確定しており、事業完了年度である21年度末時点の資金残額として2億0365万円程度が見込まれている。

このため、将来使用見込みのないこの資金残額については、事業の完了を待つまでもなく国に返納できる状況であった。

なお、当該資金残見込額は、実地検査後の17年8月に国に返納されている。

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
農林水産省	社団法人中央畜産会	経営効率化機械緊急整備リース助成基金 777,563(同額)千円	平成7	補助・補てん 取崩し型
<p>本資金による事業は、ガット・ウルグアイ・ラウンド対策として、生産性の高い畜産経営体を緊急に育成するため、農業者が近代的・省力的な飼養管理関連機械をリース方式により導入する場合に、リース料の一部を助成するもので、平成12年度に助成事業の新規採択を終了し、13年度以降は過去に採択したリース契約に対する助成の継続分を実施している。</p> <p>この助成事業は、リース期間の終了する20年度末で完了する予定であるが、新規の採択は行わないことから、12年度決算で今後必要となる助成額は確定しており、20年度末時点での資金残額として5億5000万円が見込まれていた。そして、本法人では、この資金残見込額を国に返納することとし、国に報告するとともに所要額を本法人の13、14両年度の予算書に計上していた。</p> <p>しかし、農林水産省では、13年秋に社会問題化したBSEへの対応などから国庫返還の手続を執らなかつたため、本法人は、この資金残見込額を13年度以降も引き続き保有していた。</p> <p>なお、当該資金残見込額は、実地検査後の17年7月に国に返納されている。</p>				

所 管 省 名	法 人 名	資 金 (事 業) 名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置 年度	使 途 別 分 類 運 営 形 態 別 分 類
農林水産省	財団法人日本木材総合情報センター	木材産業高度化促進特別資金 913,962(456,980)千円	平成 7	利子助成 取崩し型
<p>本資金による事業は、木材加工業者等が、経営の合理化等のための設備導入等を行うのに必要な借入れについて利子助成を行うものである。</p> <p>この利子助成事業は、平成7年度から11年度までの間に借入れを行った木材加工業者等を対象として10年間の利子助成を行うものである。このため、12年度以降は新規の採択は行わないことから、助成対象が確定した11年度末時点において、事業完了年度である22年度までの間に必要な利子助成額等の所要見込額を算定することが可能であった。これに対して、本法人では、7年度採択分の助成期間が終了する16年度において、当該採択分に係る造成額と助成額の差74,646千円だけを国に返納している。</p> <p>しかし、上記返納額を控除してもなお22年度末時点の資金残額として6億9000万円程度が見込まれることから、このうち国庫補助金相当額3億4400万円程度については、事業の完了を待つまでもなく国に返納できる状況であった。</p> <p>なお、当該資金残見込額は、実地検査後の17年8月に国に返納されている。</p>				

所 管 省 名	法 人 名	資 金 (事 業) 名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置 年度	使 途 別 分 類 運 営 形 態 別 分 類
農林水産省	財団法人日本木材総合情報センター	木材産業体質強化対策特別資金 232,212(116,104)千円	平成 12	利子助成 取崩し型
<p>本資金による事業は、木材加工業者等が、ダイオキシン対策等の環境保全や加工・流通の合理化等のための施設整備を行うのに必要な借入れについて利子助成を行うものである。</p> <p>この利子助成事業は、平成12、13両年度に借入れを行った木材加工業者等を対象として10年間の利子助成を行うものである。このため、14年度以降は、新規の採択は行わないことから、助成対象が確定した13年度末時点において、事業完了年度である23年度までの間に必要な利子助成額等の所要見込額を算定することが可能であった。</p> <p>したがって、23年度末時点の資金残額は16年度末現在において5000万円程度が見込まれることから、このうち国庫補助金相当額2300万円程度については、事業の完了を待つ</p>				

までもなく国に返納できる状況であった。

なお、当該資金残見込額は、実地検査後の17年8月に国に返納されている。

所 管 省 名	法 人 名	資 金 (事 業) 名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置 年度	使 途 別 分 類 運 営 形 態 別 分 類
経済産 業省	独立行政法人中小企 業基盤整備機構	産炭地域振興事業債調整分利子補給 資金等交付金 1,743,287(1,736,944)千円	平成 12	利子助成 取崩し型

本資金による事業は、旧産炭地域振興臨時措置法（昭和36年法律第219号）の規定に基づき、関係道県が産炭地域の特定の公共事業を実施するため平成13年度までに発行を許可され、15年度までに発行された地方債（産炭地域振興事業債）の利子額のうち、年利3.5%を超える部分に相当する額（4.5%に相当する額を限度）について利子補給を行うものである。

この利子補給事業は、16年度以降には新規に利子補給の対象とする上記地方債は発行されないことから、助成対象が確定した15年度末時点において、事業完了年度である22年度末までの間に必要な利子補給額等の所要見込額を算定することが可能であった。

したがって、22年度末時点で見込まれる資金残額（12億3800万円程度）は、利子補給事業の完了を待つまでもなく、15年度末時点で国に返納できる状況であった。

なお、当該資金残見込額は、実地検査後の17年10月に国に返納されている。

(1) 事業実績等からみて資金規模の検討が必要なもの（2資金）

所 管 省 名	法 人 名	資 金 (事 業) 名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置 年度	使 途 別 分 類 運 営 形 態 別 分 類
厚生労 働省	財団法人高年齢者雇 用開発協会	緊急雇用創出特別基金 324,706,856(同額)千円	平成 10	補助・補てん 取崩し型

本資金による事業は、中高年の非自発的失業者等に対する必要な雇用機会の提供、早期再就職の支援等を行うため、雇用又は教育訓練を行った事業者に対して奨励金等の支給等を行うものである。そして、この事業は、緊急雇用創出特別奨励金支給事業、雇用再生集中支援事業等の5事業が実施されており、いずれも平成16年度末（同年度末までに届けられた対象者に係る支援が終了していない場合は終了するまで）で事業終了の予

定であったが、雇用再生集中支援事業及び地域雇用受皿事業については、所要の見直しを行った上で3年間期間延長されている。

期間延長された上記2事業のうち、雇用再生集中支援事業については、当初、14年度から16年度までの3年間の事業として、15年1月に、本資金の他事業の財源から300億円を振り替えて資金造成し、また、同年、補正予算により800億円の追加造成を受けて実施されてきたもので、16年度末の資金残高は992億円となっている。これに対して、事業実績は、14年度0円、15年度720,136千円、16年度2,801,247千円となっている。このうち事業実績が最も多額であった16年度の事業実績と資金の保有規模についてみると、奨励金の申請受付や広報等の業務に係る財団法人産業雇用安定センターへの委託費を加えても6,112,058千円であり、上記の16年度末資金残額はその約16倍となっている。

また、地域雇用受皿事業については、当初、14年度から16年度までの3年間の事業として、15年1月に、同様に本資金の他事業の財源から50億円を振り替えて資金造成し、また、同年、補正予算により950億円の追加造成を受けて実施されてきたもので、16年度末の資金残高は987億円となっている。これに対して、事業実績は、14年度0円、15年度5,234千円、16年度129,906千円となっている。このうち事業実績が最も多額であった16年度の事業実績と資金の保有規模についてみると、財団法人産業雇用安定センターへの委託費を加えても603,642千円であり、上記の16年度末資金残額はその約164倍となっている。

これらのことから、事業が終了する19年度末において資金に多額の剰余が生ずることのないよう、事業実績の推移、雇用情勢等をみながら、余裕金を生ずることが判明した場合にはできるだけ早期に国に返納することも含め適切な対応を検討することが必要な状況である。

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
農林水産省	社団法人農林水産航空協会	農林水産航空乗員養成費貸付事業 166,382(166,381)千円	昭和48	貸付け 回轉型

本資金による事業は、農林水産業における航空機による薬剤、肥料の散布等に従事する航空機搭乗員の養成を受ける者に対し、養成費の貸付けを行うものである。そして、平成元年度より旧運輸省航空大学校(現独立行政法人航空大学校)回轉翼航空機操縦科

の学生を対象に資金の貸付募集を行ってきた。

しかし、同大学が11年度から同科の学生募集を中止し、大手の航空会社も農林水産航空事業から撤退したのに伴い、航空防除の操縦士が余剰となったことなどから、資金の貸付けは11年度以降は全く行われておらず、本法人では、貸付金の返還に係る業務のみを実施している状況である。

これらのことから、資金の保有規模について、検討する必要がある状況である。

(ウ) 事業実績等からみて資金が滞留しているもの(3資金)

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
農林水産省	財団法人食品流通構造改善促進機構	食品流通構造改善緊急対策事業資金 1,765,790(1,750,000)千円	平成4	貸付け 回转型

本資金による事業は、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)に基づく食品販売業近代化事業の一環として、食品流通の構造改善を緊急に実施することにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を推進するなどのため、食品販売業者等が必要とする設備等の購入資金の一部を食品販売業者等に代わって本法人が一時負担し、これらの金利負担の軽減を図るものである。

本資金事業に係る貸付実績、償還金、資金保有額及び貸付残高の平成12年度から16年度までの状況をみると、下表のとおりとなっている。

(単位：千円)

年 度	12	13	14	15	16
貸付実績	282,492	98,245	48,713	174,027	106,749
償還金	326,817	296,781	231,788	177,743	173,419
年度末保有額	1,765,819	1,766,343	1,765,883	1,765,790	1,765,790
うち貸付残高	805,087	606,505	422,934	419,111	350,736
うち使用残額	960,732	1,159,838	1,342,949	1,346,679	1,415,054

すなわち、近年の景気低迷等によって食品販売業者等が設備投資を抑制していることなどから貸付実績は少なくなっている。一方、過去には比較的高い水準であったことから、償還金が貸付額を上回っている。このため、年度末保有額から貸付残高を除いた使

用残額は、9億6073万円（12年度末）から14億1505万円（16年度末）に増加している状況である。

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
農林水産省	財団法人中央果実生産出荷安定基金協会	果樹特別対策資金（旧果樹等緊急対策資金） 12,655,773(同額)千円	昭和59	補助・補てん取崩し型
<p>本資金による事業は、うんしゅうみかん園の転換対策、価格低落時における生食用果実の加工原料仕向の促進対策等の事業を行う各県基金協会等に対して、当該事業に必要な資金を補助するものであった。</p> <p>この事業について平成12年度決算検査報告で、7年度から12年度にかけてガット・ウルグアイ・ラウンド対策を緊急実施するため、国庫補助金等により総額175億円の追加造成を行っているが、実際には、各年度の事業執行が見込みを下回ったため、6年度末で87億円であった保有額が12年度末で133億円となっている旨を掲記したところ、農林水産省及び本法人では、追加造成を取りやめたり、天候等により果実の需給が不均衡となったり品質が低下したりした場合の新たな資金需要に機動的に対応できるよう緊急市場隔離促進事業や果汁等特別調整保管事業を新設したりなどした。</p> <p>しかし、これら2事業の事業実績についてみると、直近3年間（14年度から16年度）には緊急に出荷調整等を行うような状況に至らなかったため支出は全くなく、他の事業に係る支出が直近3年間の平均で約4100万円あるだけで、16年度末の保有額は12年度末（旧果樹等緊急対策資金のうち本資金該当分120億円）とほぼ同程度の水準となっている。</p>				

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
農林水産省	財団法人海外漁業協力財団	貸付事業資金 91,694,461(90,695,005)千円	昭和48	貸付け回转型
<p>本資金による事業は、海外漁業協力の円滑な促進及び漁場の確保を通じた我が国漁業の安定的な発展に資することを目的に、海外漁業協力事業を行う本邦法人等に対して、当該事業の実施のために必要な資金の貸付けを行うものである。</p>				

本資金事業に係る貸付実績、償還金、資金保有額及び貸付残高の平成12年度から16年度までの状況をみると、下表のとおりとなっている。

(単位：百万円)

年 度	12	13	14	15	16
貸 付 実 績	11,972	13,965	4,205	3,192	4,741
償 還 金	5,576	16,941	5,707	8,568	7,526
年度末保有額	91,445	91,694	91,694	91,694	91,694
うち貸付残高	52,525	49,550	48,047	42,672	39,887
うち使用残額	38,920	42,144	43,647	49,022	51,807

すなわち、漁業の特性から資金需要は年によって大きく変わることから、貸付実績は年によって変動し、また、償還額も過去の貸付期間等によって影響を受けるが、近年の景気低迷等によって本邦法人等が新規投資を抑制し、遠洋漁業の経営状況も厳しくなっていることなどから、14年度及び15年度の貸付実績は前年度を下回っている。その結果、13年度以降の各年度とも、償還金が貸付額を上回っており、年度末保有額から貸付残高を除いた使用残額は、389億円（12年度末）から518億円（16年度末）に増加している状況である。

(I) 資金の効率的使用等を検討すべきもの（2資金）

所 管 省 名	法 人 名	資 金 (事 業) 名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置 年度	使 途 別 分 類 運 営 形 態 別 分 類
農林水産省	財団法人中央果実生産出荷安定基金協会	果実生産出荷安定資金 5,575,553(同額)千円	昭和 47	補助・補てん 取崩し型

本資金による事業は、各道府県基金協会が果実の安定的な生産及び出荷を促進するために行う事業、果樹経営者の経営安定を図るための事業等に補助などを行うものである。

この事業について平成12年度決算検査報告で、輸入自由化への対応のピークであった元年度の事業実績53億円に対して直近3年間（10年度から12年度）の平均は6億円（ピーク時の11.9%）となっている旨を掲記したところ、農林水産省及び本法人では、13年4月に新たな実施要綱等を制定して果樹農家の経営安定を図るための事業を資金事業に追

加したり、15年3月に実施要綱等を改正して利用対象者を拡大したりするなどの見直しを行った。その結果、資金保有額は12年度末の139億円から16年度末には約56億円に減少して、その間毎年度計約58億円の追加造成を行っている。

一方、本資金の運用益については、実施要領等において、「資金の運用益は、資金に繰り入れるもののほか、生産局長が認める事業に要する経費若しくは管理費に充て、又は事業資金剰余積立金として積み立てるものとする。」となっている。そして、本法人では、農林水産省生産局長が認めた調査関係事業等に使用したり、別途に事業資金剰余積立金に積み立てたりしており、同積立金の額は16年度末で76億円（他の資金からの積立分を含む。）に上っている。

したがって、今後、追加造成の必要が生じた場合には、上記積立金を本資金事業に有効活用することについての検討が必要となる。

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
環境省	財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	債務保証基金（一般債務保証基金と特定債務保証基金を統合） 3,320,377(2,487,623)千円	平成4	債務保証保有型

本資金による事業は、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正なものとするために、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」（平成4年法律第62号）に基づき、産業廃棄物処理業者等が処理施設の近代化、高度化等を図るのに必要な借入金及び同じく特定施設に該当する処理施設を建設するのに必要な借入金について、本法人が債務保証（以下、の借入金に対する債務保証を「一般債務保証」、の借入金に対する債務保証を「特定債務保証」という。）を行うものである。そして、これらの両債務保証は、平成14年1月までは、いずれも国庫補助金及び民間出せん金等により設置造成された一般債務保証基金及び特定債務保証基金を財源としてそれぞれ運営されていた。

このうち特定債務保証基金について平成12年度決算検査報告で、資金が設立された4年度から12年度までの間における債務保証実績は、産業廃棄物を処理する特定施設の建設に対する地元住民の反対が強く、整備が進まない例があるという事情から、1件だけである旨を掲記した。これに対して、環境省及び本法人では、一般債務保証基金で多額

の代位弁済が生ずる可能性が高まり、同基金の残高だけでは対応できない事態が生ずることも考えられるとして、14年1月に寄附行為等を改正し、両資金を統合して効率的な資金の利用が可能となるよう措置を講じた。その結果、代位弁済についてみると、統合前の両資金に係る民間出せん金等分は相互の使用が可能となり、また、国庫補助金分も、14年3月に新たに追加造成した12億円については、両債務保証のいずれにも使用可能な資金となっていたが、それ以前の国庫補助金分については補助金交付要綱で用途が限定されていることから、依然として相互の使用が不可能なままとなっている。

しかし、16年度末の債務保証残高72億円のうち一般債務保証の残高は67億円で、環境省では今後も同債務保証の利用の増加が見込まれるとしている一方、特定債務保証の実績は依然として1件にとどまっている。したがって、本資金をより効率的に使用して代位弁済の発生に伴う新たな追加造成を軽減する観点から、統合前の両資金に係る国庫補助金分についても相互に使用することを検討することが必要であると思料される。

エ 資金の管理について（5法人6資金）

資金の管理に関しては、次のような事態が6資金において見受けられた。したがって、これらの資金については、資金の経理状況、決算状況を適切に把握するとともに、資金の造成趣旨に沿った経理となっているか、資金の保有額が正しく表示されているかなどに十分留意し、適切な資金管理を行う必要がある。

(ア) 資金の管理が適切でないもの（1資金）

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
農林水産省	財団法人甘味資源振興会	いもでん粉工場再編整備等対策資金 (旧いもでん粉工場再編整備対策資金) 428,828(同額)千円	平成7	補助・補てん 取崩し型

本資金は、当初、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくでん粉輸入関税化に対処することを目的に、いもでん粉工場の再編整備に必要な経費の助成を平成7年度から12年度にかけて実施するため、設置造成されたものである。

この事業について平成12年度決算検査報告で、資金保有額と事業見込額を勘案すれば、12年度に行った追加造成の一部（8981万円）は造成の必要がなかった旨を掲記し

た。これに対し、農林水産省では、14年3月及び16年6月、新たに通知を発し、いもでん粉工場再編整備の更なる効果発現のための緊急的措置として、生産性の向上や製造コストの低減を図ること等の産地の自主的取組に対する事業に活用することを目的として、引き続き本法人に資金を保有させており、本法人は、16年度末において4億2882万円の資金を、定期預金等として金融機関に預け入れている。

一方、本法人は、当該資金事業以外の事業の財源を賄うため、資金設置造成以前より、資金の定期預金等の預入先と同一の金融機関から当座借越契約による3億円程度の短期借入（16年度末現在3億5350万円）を繰り返し行っている。そして、当該金融機関との借入金に係る銀行取引約定書によれば、借入金の期限の到来や期限の利益の喪失等の場合には、当該金融機関はいつでも本法人の借入金と預金とを相殺できることとなっている。

そして、本法人は、10億2002万円（取得価格）の有価証券を保有しているものの、本資金以外の預金は16年度末現在で当該金融機関への2386万円しかない状況である。このため、定期預金等として預け入れている本資金が短期借入金と相殺されるおそれがあり、資金の管理として適切を欠いたものとなっている。

(1) 資金残高が過大に表示されているもの（1資金）

所管省名	法人名	資金（事業）名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
農林水産省	財団法人残留農薬研究所	新農薬等開発促進事業 496,101(436,279)千円	昭和53	貸付け 回転型

本資金による事業は、農薬の登録等の申請に必要な各種試験の円滑な推進により、新農薬等の開発を促進するため、農薬の開発のための毒性試験等に要する経費の立替えを行うものである。そして、実施要領では、本法人は、設置造成した資金の適正な管理を図るため、他の会計と区分して経理することとされている。

本事業の実施に当たっては、農薬メーカーから農薬の毒性試験等の委託を受けた場合、それに要する経費を資金会計から一般会計（本資金事業により行う試験も含めた各種受託試験に係る経費を一括して経理する会計）に振り替えるなどして使用し、当該農薬を登録できた場合には経費の全額を、登録できなかった場合には経費の半額を、農薬メーカーから納入させることになっている。

しかし、試験の中止申請に伴い農薬メーカーから返還させることになった立替金のうち特別の事情によって平成10年度に納入を免除した額等2880万円については、資金の保有額から控除すべきであるが、この処理を行わず、立替金として資産管理しているため、資金保有額が過大に表示されたままとなっている。

さらに、8年度から11年度までの受託試験のうち11件については、それぞれの所要経費のうち一部しか一般会計に振り替えていなかったりなどしていた。

また、本法人では、一般会計等資金会計以外の会計の決算については、寄附行為の規定に基づき、理事会の承認を得た上で所管大臣に届け出ているが、資金会計の決算については同様の手続を全く執っておらず、毎年実施されている所管省庁の検査においても検査を受けていない状況である。

(ウ) 資金及び運用益を一時的に他事業の財源として使用しているもの(4資金)

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類
農林水産省	財団法人食品流通構造改善促進機構	食品流通構造改善緊急対策事業資金 1,765,790(1,750,000)千円	平成4	貸付け 回転型
<p>本資金による事業は、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)に基づく食品販売業近代化事業の一環として、食品流通の構造改善を緊急に実施することにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を推進するなどのため、食品販売業者等が必要とする設備等の購入資金の一部を食品販売業者等に代わって本法人が一時負担し、これらの金利負担の軽減を図るものである。</p> <p>本法人では、資金事業とは異なる一般的な経費や他の補助事業に要する経費に充てるため、必要額(平成14年度6000万円、15年度7000万円、16年度1億円)を本資金を管理している普通預金口座から一般会計口座へ振り替え、年度内に当該普通預金口座へ戻し入れる経理を14年度から16年度にかけて行っている。しかし、本資金は上記の事業の財源に充てるために造成されたものであることから、このような経理処理はその趣旨に沿わないものとなっている。</p>				

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	使途別分類 運営形態別分類

経済産業省	社団法人潤滑油協会	潤滑油製造業近代化基金 2,855,000(同額)千円	昭和 53	調査等その他 運用型
<p>本資金は、潤滑油の安定供給の確保を図るため、潤滑油に関する品質・性能の試験研究等の事業の財源としてその運用益を充てるため設置造成されたものである。</p> <p>しかし、本法人では、運用益を、従前より、本資金とは関係ない他事業の財源として一時的に使用し、年度末までに戻し入れる経理を毎年度繰り返しており（平成14年度約2800万円、15年度約3300万円、16年度約3200万円）、品質・性能の試験研究等の事業の財源に充てるという本資金の造成趣旨に沿わない経理処理となっている。</p>				

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
経済産業省	社団法人全国石油協会	特定事業基金 2,011,300(2,000,000)千円	昭和 48	調査等その他 運用型
<p>本資金は、良質な石油製品の安定供給の確保を図ることを目的に、本法人が実施する石油製品販売業経営実態調査等の財源として、その運用益を充てるため設置造成されたものである。</p> <p>一方、本法人は、本資金による事業のほかに石油製品の試買分析等を行う補助事業も実施しており、その分析費用、人件費等に対し別途国庫補助金の交付を受けている。</p> <p>しかし、本法人では、上記補助事業において、補助金の概算払を受ける前の試買分析に用いる対象ガソリン等の購入代金や人件費の支払に、従前より、本資金の運用益を一時使用し、概算払を受けた後に戻し入れる経理を毎年度繰り返しており（平成15年度4939万円、16年度3430万円）、石油製品販売業経営実態調査等の財源に充てるという本資金の造成趣旨に沿わない経理処理となっている。</p>				

所管省名	法人名	資金(事業)名 16年度末保有額(国庫補助金相当額)	設置年度	用途別分類 運営形態別分類
経済産業省	社団法人全国石油協会	石油製品販売業消費税転嫁円滑化基金 15,000,000(同額)千円	昭和 63	利子助成 運用型
<p>本資金は、消費税の導入に当たり、石油製品販売業における消費税の転嫁を円滑に行わせるため、経営の改善に向けた異業種への進出又は転換を行う揮発油販売業者に対す</p>				

る利子補給等の財源として、その運用益を充てるため設置造成されたものである。

一方、本法人は、本資金による事業のほかに、石油販売業者が経営高度化のために行う調査・セミナー等や、廃業により閉鎖する給油所等の地下タンク等の解体撤去費用を対象とした補助事業も実施しており、調査研究費、解体撤去費、人件費等に対し別途国庫補助金の交付を受けている。

しかし、本法人では、上記補助事業において、補助金の概算払を受ける前の解体撤去費や人件費等の支払に、従前より、本資金の運用益を一時使用し、概算払を受けた後に戻し入れる経理を毎年度繰り返しており（平成14年度3672万円、15年度2億4754万円、16年度9842万円）、揮発油販売業者に対する利子補給等の財源に充てるという本資金の造成趣旨に沿わない経理処理となっている。

4 資金の制度の見直し体制の整備状況

本院では、平成12年度決算検査報告において、資金事業の運営に関し検討すべき点が見受けられた資金については早急に見直しを行うことのほか、資金事業の実施に当たっては、事業の目的達成度を客観的に判定したり、サンセット方式を導入したりするなどの体制整備の必要性についても示したところである。

しかし、前項でみたように、事業実績が継続的に少ない状況となっているもの、使用見込みのない資金を保有しているもの、資金の管理が適切でないものなど資金事業の運営に当たって検討すべき事態が引き続き多数見受けられ、効率的、効果的な事業実施が十分に図られているとはいえない状況となっている。

そこで、今回、改めて、所管府省において、資金事業の見直し時期を設定しているか、資金事業がその役割を終えたか否かを判定するための基準を策定しているか、サンセット方式を導入しているかなどについて調査し、資金制度の見直し体制の整備状況を分析することとした。

(1) 見直し時期の設定状況

116資金のうち2資金については、資金事業の内容を定めている各法律において、法施行から10年までの間又は10年経過後に見直しの検討を行うこととされており、今後、見直しが予定されている。これ以外の114資金については、法律、補助金交付要綱、事業実施要領等のいずれにおいても、資金事業の見直し時期を設定していない状況となっている。

見直し時期を設定していない理由をみると、表4-1のとおりとなっていて、主なものの具体的内容は次のとおりである。

表4-1 見直し時期の設定状況

(単位：件)

府 省 名	資金数	(1) 見直し時期を 設定している	見直し時期を設定していない理由			
			(2) 事業の内容等 を適宜見直し ているので設 定していない	(3) 事業内容、性 質等からみて 設定していな い	(4) 資金事業が法 律で定められ ているので設 定していない	(5) その他
内 閣 府	1	0	1	0	0	0
総 務 省	1	0	1	0	0	0
財 務 省	2	0	0	1	0	1
文部科学省	1	0	1	0	0	0
厚生労働省	3	0	2	1	0	0
農林水産省	61	0	27	15	2	17
経済産業省	28	0	8	13	1	6
国土交通省	14	1	9	4	0	0
環 境 省	5	1	2	1	0	1
合 計	116	2	51	35	3	25

すなわち、事業内容等を適宜見直しているの見直し時期を設定していないとしている51資金については、予算要求時、法律改正時、中期目標策定時、毎年度の事業終了時等に適宜見直しているため、あらかじめ見直し時期を設定していないとしているものである。

また、事業内容、性質等からみて見直し時期を設定していないとしている35資金については、将来の資金需要が予想できず、あらかじめ見直し時期を設定するのは困難であること、業界の構造改善や安定化等のため事業を長期・継続的に実施する必要があることなどから見直し時期を設定していないとしているものである。

しかし、あらかじめ見直し時期を設定するのが困難なものや資金事業の内容が長期・継続的なものであっても、社会経済情勢が激しく変化の中で、資金事業の内容がその変化に対応しているか、あるいは利用対象者のニーズを反映しているかを確認することは必要であり、適宜見直しを行うほか、時期を定めて定期的に見直しを行う体制を確立することは重要と考えられる。

(2) 目的達成度を測るための基準の策定状況

116資金のうち、資金事業の目的達成について判定し、最終的に資金事業がその役割を終えたかどうかの目的達成度を測るための基準を策定しているものは1件もない状況となっている。

そして、目的達成度を測るための基準を策定していない理由をみると、表4-2のとおりとなっていて、主なものの具体的内容は次のとおりである。

表4-2 目的達成度を測るための基準の策定状況

(単位：件)

府 省 名	資金数	(1) 基準を策定している	目的達成度を測るための基準を策定していない理由			
			(2) 事業の内容等を適宜見直している ので策定していない	(3) 事業内容、性質等からみて 策定していない	(4) 資金事業が法律で定められて いるので策定していない	(5) その他
内 閣 府	1	0	0	1	0	0
総 務 省	1	0	1	0	0	0
財 務 省	2	0	0	2	0	0
文部科学省	1	0	0	1	0	0
厚生労働省	3	0	1	2	0	0
農林水産省	61	0	8	42	2	9
経済産業省	28	0	2	24	1	1
国土交通省	14	0	1	12	0	1
環 境 省	5	0	0	4	0	1
合 計	116	0	13	88	3	12

すなわち、事業内容、性質等からみて目的達成度を測るための基準を策定していないとしている88資金については、将来の資金需要が予想できずあらかじめ基準を策定するのは困難であること、事業者等の経営安定等を目的とした資金については客観的数値をもって判断することは困難であること、資金の目的が社会経済情勢の悪化に備えたセーフティネットであること、資金事業のみで目的達成度を測るのではなく社会経済情勢などを総合的に判断する必要があることなどを理由として、目的達成度を測

るための基準を策定していないとしているものである。

しかし、資金事業は、単年度の補助事業と異なり、長期・継続的に事業を実施することを前提にしているものが多いため、社会経済情勢が激しく変化したり、事業を実施する過程で資金需要の少ない状況が続いたりしていても、そのまま事業が継続され、資金の存続そのものが目的化するおそれがある。したがって、このような事態が生じないようにするためには、上記のような場合においても可能な限り資金事業がその役割を終えたかどうかを判定するための基準の策定に努め、資金設置から一定期間経過後に資金事業の目的達成度を客観的に判定するようにすることが重要と考えられる。

(3) サンセット方式の導入状況

116資金のうち15資金については、事業の終期を法律、補助金交付要綱、事業実施要領等で明確に定めているサンセット方式を導入している。しかし、これ以外の101資金については、サンセット方式を導入していない。

サンセット方式を導入していない理由をみると、表4-3のとおりとなっていて、主なものの具体的内容は次のとおりである。

表4-3 サンセット方式の導入状況

(単位：件)

府 省 名	資金数	(1) サンセット方式を導入している	サンセット方式を導入していない理由			
			(2) 事業の内容等を適宜見直しているので導入していない	(3) 事業内容、性質等からみて導入していない	(4) 資金事業が法律で定められているので導入していない	(5) その他
内 閣 府	1	0	0	1	0	0
総 務 省	1	0	1	0	0	0
財 務 省	2	1	0	1	0	0
文部科学省	1	0	0	0	0	1
厚生労働省	3	0	1	2	0	0
農林水産省	61	12	2	35	2	10
経済産業省	28	1	0	21	1	5
国土交通省	14	1	0	9	3	1
環 境 省	5	0	1	2	1	1
合 計	116	15	5	71	7	18

すなわち、事業内容、性質等からみてサンセット方式を導入していないとしている71資金については、経営安定等を目的としており制度を維持していくこと自体に意義があるとしていたり、国際交渉等の急展開の変化にも臨機応変に対応する必要があるとしたり、農畜産物の需要不均衡等不測の事態（異常気象、災害、事故等）が生じたときのための資金であるとしていたりしてサンセット方式を導入していないとしているものである。

しかし、制度の存続自体を目的化したり、将来の資金需要や突発的な需要に対する機動的な対応が困難であることなどを理由とすることは、社会経済情勢の変化や事業の進ちょくに伴って事業の需要が減少し、資金の存続意義が薄れても、それとは関係なく資金をそのまま保有し続けたり、あるいは、利用者のニーズを踏まえずに単なる事業の衣替えにより事業を継続したりするおそれがある。したがって、このような事態が生じないようにするためには、事業実施期間中において定期的な見直しを行うほか、原則として、事業の内容、性質等にかかわらず、あらかじめ事業の終期を設け、

特に存続の必要が認められない限り終期が来たら自動的に廃止するサンセット方式を導入することは有用と考えられる。

(4) 余裕資金に係る国への返納規定の状況

116資金のうち12資金については、補助金交付要綱等において、事業の途中で余裕資金を国へ返納することに関する規定を設けているが、これ以外の104資金については、返納規定を設けていない。

そして、返納規定を設けていない理由としては、事業を終了した場合に精算するとしたり、事業実施期間中に精算することは想定していないとしたり、取崩し型資金であるため事業実施期間中に全額を使い切ることを予定しており資金に余剰を生ずるとは考えていないとしたり、事業実施期間中は資金が余剰であると判断することが困難であるとしたりしている。

しかし、前記3-(3)-ウ-(ア)の「使用見込みのない資金を保有しているもの」に記載しているように、利子助成対象事業の採択期間が終了し、将来の後年度負担額が算定できる場合や、利子助成以外の資金についても事業実績等からみて資金保有額に余裕がある場合には、資金の効率的使用の観点から資金事業の終了前でも国に返納させることも必要であり、このためには、事業実施期間中における国への返納規定を補助金交付要綱等で明確にしておくことは重要と考えられる。

(5) 資金事業のディスクロージャーの状況

「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）によれば、各府省は、所管公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料（事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等）をインターネットにより公開するよう、速やかに要請を行うこととしている。

116資金のディスクロージャーの状況をみると、ほとんどの資金については、公益法人以外の法人が実施しているものも含め、事業実績額、資金保有額等が、上記の業務及び財務等に関する資料の中に記載され、インターネット等により公開されている。

しかし、資金保有額の中の国庫補助金等の額が不明であったり、事業実績額、資金保有額の情報等が法人の事業報告書、決算書等に分散して記載されていたり、事業

実績額の推移が示されていないなどして資金の全体像が把握しにくいものが相当数見受けられる。

したがって、国庫補助金を財源とし、複数年度にわたり実施される資金事業の透明性を高めるためには、直接の受益者だけでなく、広く国民に対しても、分かりやすいディスクロージャーの方法を工夫することは重要と考えられる。

(6) 資金事業に係る審査、検査の状況

所管府省では、法人に資金を設置造成した後の資金事業の運営状況については、法人から資金事業についての実績報告書等が提出されたとき、法人から業務及び財務等に関する資料が提出されたとき、担当部局が法人の立入検査をするときなどに審査、検査を行っている。

実績報告書等については、大多数の資金において、適正な資金事業の運営に資するためなどとして、補助金交付要綱等の中で、毎年度あるいは主務大臣が必要と認めるときに法人から提出させることとしている。しかし、実績報告書等の内容についてみると、当該年度の事業実績や資金の収支状況は明らかになっているものの、従来からの事業実績の推移、各年度末における後年度負担額等が分かるような書式にはなっていない状況である。

業務及び財務等に関する資料については、公益法人の設立及び監督に関する各府省令及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）等に基づき主務大臣に提出されるものであり、その内容は、事業報告書、収支計算書、貸借対照表等である。しかし、これらの書類は、上記(5)「資金事業のディスクロージャーの状況」に記載したとおり、事業実績、資金保有額の情報等が事業報告書や決算書等に分散して記載されているだけである。

所管府省の担当部局が行う法人の立入検査については、法人全体の運営状況や決算状況を検査することに主眼が置かれる傾向にあり、資金事業の内容、事業の実績、資金の保有量、資金の管理等についての検査が必ずしも十分ではないおそれがある。

そして、今回本院が資金事業の運営において検討すべき事態として取り上げた33資金についてみると、いずれの資金に対しても審査又は検査は実施されているが、事業の内容、事業の実績、資金の保有量及び資金の管理等の面から問題点を指摘し、改善を指示している例は1件もない状況となっている。

したがって、所管府省では、資金事業に係る審査の充実を図るため、実績報告書等の書式について工夫するほか、担当部局が実施する法人の審査、検査に当たっては、その決算状況とともに、資金事業について見直しや改善をすべき点がないかとの視点からの審査、検査を実施し、適時適切な指導監督を行うことは、効率的、効果的な資金事業を実施していく上で必要と考えられる。

このように、見直し時期の設定、目的達成度を測るための基準の策定、サンセット方式の導入及び余裕資金に係る国への返納規定の設定については、所管府省の取組は必ずしも十分とは認められない状況である。また、資金事業のディスクロージャー及び所管府省の審査、検査についても透明性を確保する見地からは改善の余地がある。

なお、政府においては、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月閣議決定)の中で、平成18年度末までに、補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人(独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。)については、基金事業の見直しの時期の設定に係る基準、資金事業の目的達成度の客観的な判定、公表に係る基準、基金の保有割合についての数値基準、使用見込みのない資金の国への返納に係る基準を策定するとともに、個別法人ごとに精査し、事業の見直しを行うこととしている。

第3 検査の結果に対する所見

国が公益法人等に補助金等を交付して資金を設置造成させ、公益性の高い事業を複数年度にわたって継続的に実施させているものについては、平成12年度決算検査報告において、事業の運営に関し見直しすべき点を含めて、検査の状況を掲記したところである。

今回、その見直し等の状況をフォローアップ検査したところ、多くの資金において何らかの見直しがなされ、事業を終了したり、余裕資金を国に返納したり、事業の運営状況を好転させたりしている資金も見受けられる一方、見直しを行ったとしているものの依然として事態が好転していないものも見受けられた。

また、これら13年次検査資金も含め、16年度末現在において設置されている116資金についてその運営状況を検査したところ、資金事業の内容、実績、資金の保有量及び管理について、検討すべき事態が見受けられたものが33資金ある。さらに、効率的、効果的な資金事業を実施していくに当たって重要と考えられる見直し時期の設定、目的達成度を測るための基準の策定、サンセット方式の導入等見直し体制の整備に対する取組などが十分でない状況も見受けられた。

これら116資金の中には、引き続き事業の実施が見込まれる資金もあり、また、今後、社会経済情勢の変化に対応して新たな資金が設置されることも予想されるが、国の財政状況が厳しい中、効率的、効果的に資金事業を実施することは、ますます重要になっている。

したがって、今回の検査において検討すべき事態が見受けられた33資金については、資金制度を運営する所管府省及び資金事業の直接の実施主体である法人において、早急に実効性のある見直しを行うとともに、所要の措置を講ずる必要があると考えられる。

また、別表に掲げた116資金を含めて、今後の資金事業の実施に当たっては、資金事業として実施することの必要性の検討、受益者のニーズに即した事業内容や利用条件の検討、資金需要に対応した資金規模の検討等を行い、必要に応じて資金事業の終了も含めた所要の措置を積極的に講ずるほか、資金設置の趣旨に沿った資金管理に留意するとともに、定期的な見直し時期の設定や目的達成度を測るための基準の策定等見直し体制を整備し、さらに、より効果的なディスクロージャーや審査、検査による透明性の向上を図ることが重要と考えられる。

本院としては、本件116資金についての今後の具体的な見直しの状況を含めて、この種資金の運営状況について、引き続き検査していくこととする。

法人・資金別事業内容等一覧

所管府省	法人名(法人設立年度) 資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)	事業内容	16年度末 保有額(千円) (国庫補助 金相当額)	事業実 績率 (%) (増減 比)	資金保 有倍率 (増減 比)
内閣府 -- 防衛施設庁	(財)防衛施設周辺整備協会 (昭52) 合衆国軍隊事故被害者 救済融資基金(平8) 【運用、調査等その他】	米国軍人等の公務外の不法行為による被害者の早期救済に資するため、当該被害者に対して米国政府から補償金が支払われるまでの間に行う無利子融資について、その財源とする借入金に係る利息に充てる。	230,349 (200,000)	19.4 (0.7)	425.2 (1.5)
総務省	(独)情報通信研究機構 (平16) (旧通信・放送機構) 高度電気通信施設整備促進基金(平7) 【取崩し、利子助成】	加入者系光ファイバー網等の整備を促進するため、電気通信事業者等が行う当該事業に必要な借入れに対して利子助成を行う。	4,338,805 (4,338,805)	36.0 (0.3)	17.6 (1.1)
財務省 -- 国税庁	日本酒造組合中央会(昭28) 信用保証基金(昭45) 【保有、債務保証】	清酒製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資するため、清酒製造業者等が清酒製造に必要な借入れについて債務保証を行う。	6,890,000 (4,260,000)	31.2	0.3
	しょうちゅう乙類業対策基金(昭63) 【運用、補助・補てん】	しょうちゅう乙類製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資するため、しょうちゅう乙類製造業者等が焼酎廃液処理設備等を購入する場合にその経費の一部を助成などする。	40,500,000 (10,500,000)	80.1	36.6
	小 計 1 法人 2 資金		47,390,000 (14,760,000)		
文部科学省	(財)私学研修福祉会(昭31) 私立学校施設高度化推進支援資金(平9) 【取崩し、利子助成】	私立学校施設の高度化・近代化を推進し、教育研究条件の充実向上を図るため、私立学校の老朽校舎改築事業等に必要な借入れに対して利子助成を行う。	1,920,477 (1,920,477)	92.7 (2.3)	1.5 (0.2)
厚生労働省	(財)高年齢者雇用開発協会 (昭53) 緊急雇用創出特別基金 (平10) 【取崩し、補助・補てん】 (50ページ)	雇用情勢に臨機に対応して、中高年の非自発的失業者等に対する必要な雇用機会の提供、早期再就職の支援等を行うため、雇用又は教育訓練を行った事業者に対して奨励金の支給等を行う。	324,706,856 (324,706,856)	71.5 (13.0)	4.6 (0.1)
	(財)こども未来財団(平6) こども未来基金(平6) 【運用、補助・補てん】	子供の健全育成に寄与し、活力ある社会の維持・発展を図るため、商工会等が行う児童健全育成活動への助成等、家庭・地域子育て活動の支援事業等を行う。	31,415,426 (30,000,000)	95.7 (1.6)	69.0 (0.6)

所管府省	法人名(法人設立年度) 資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)	事業内容	16年度末 保有額(千円) (国庫補助 金相当額)	事業実績率 (%) (増減 比)	資金保 有倍率 (増減 比)
厚生労働省	(社)国民健康保険中央会 (昭34) 国保特別対策基金(平5) 【運用、調査等その他】	医療費適正化対策を強化し、国保財政の安定化に資するため、対策会議、研修会の実施等を行う。	5,000,000 (5,000,000)	46.7 (0.5)	45.5 (1.8)
	小計 3法人 3資金		361,122,282 (359,706,856)		
農林水産省	(社)国際農林業協力・交流協会(昭58) (旧(社)国際農業交流・食糧支援基金) 差額補填資金(平11) 【取崩し、調査等その他】	外国政府等に対する緊急食糧支援として、本法人を通して貸し付けられた政府米の償還時において、貸付時との価格に差が生じた場合に、本資金を補てんに充て国に償還する。	29,998,219 (28,719,338)	- ()	- ()
	(財)食品流通構造改善促進機構(平3) 食品流通構造改善対策債務保証事業基金(平3) 【保有、債務保証】 (38ページ)	食品の流通機能の合理化・高度化を図るため、食品製造業者等が行う構造改善事業等の実施に必要な借入れについて債務保証を行う。	425,096 (350,000)	55.5 ()	5.1 ()
	食品流通構造改善緊急対策事業資金(平4) 【回転、貸付け】 (52ページ、58ページ)	食品流通の構造改善を緊急に実施し、流通機能の高度化を推進するため、設備購入資金の一部を食品販売業者に代わって本法人が一時負担する。	1,765,790 (1,750,000)	16.7 (0.3)	16.0 (2.7)
	食品小売業等環境対策基金強化事業助成資金(平11) 【取崩し、補助・補てん】	構造改善事業等に対する支援措置の一環として、食品廃棄物、包装資材等のリサイクル化、減量化を行うため、食品販売業者等が設備・機器をリース方式により導入する場合に、リース料の一部を助成する。	638,547 (638,547)	44.1 (0.8)	112.5 (1.0)
	(社)大豆供給安定協会(昭49) 備蓄基金(昭49) 【取崩し、調査等その他】	昭和47年から48年にかけての国際穀物需給の逼迫により、大豆の備蓄の必要性等が認識されたことから、大豆の一時的な需給の逼迫に対処するため備蓄を行う。	987,078 (799,719)	18.1 (0.3)	4.2 (2.5)
	(社)米穀安定供給確保支援機構(平16) ((社)全国米麦改良協会から資金を引継ぎ) もち米需給安定支援対策基金(昭57) 【取崩し、補助・補てん】	もち米の需給及び価格の安定を図るため、供給過剰時に生産者団体が保有するもち米の在庫に対する助成等を行う。	4,094,151 (2,051,169)	15.1 (365.9)	6.7 (0.0)

所管府省	法人名(法人設立年度) 資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)	事業内容	16年度末 保有額(千円) (国庫補助 金相当額)	事業実績率 (%) (増減比)	資金保有倍率 (増減比)
農林水産省	(財)全国瑞穂食糧検査協会 (平15) 検査機器リース事業基金 (平12) 【取崩し、補助・補てん】 (47ページ)	農産物検査の円滑な民営化移行を図り、登録検査機関による適正かつ確実な農産物検査を実施するため、登録検査機関として登録を受けようとする者等が登録に必要な検査機器をリースにより導入する場合に、リース料の一部を助成する。	204,760 (204,760)	7.8	344.1
	(社)日本水産資源保護協会 (昭38) コイヘルペスウイルス病まん延防止事業(平15) 【取崩し・補助・補てん】	コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、都道府県が実施する本病の調査・検査及びコイの焼却・埋却等に伴う損失補償に要する経費を補助する。	1,135,045 (1,135,045)	50.0	3.6
	(財)残留農薬研究所(昭45) 新農薬等開発促進事業 (昭53) 【回転、貸付け】 (57ページ)	農薬の登録等の申請に必要な各種試験の円滑な推進により、新農薬等の開発を促進するため、農薬の開発のための試験等に要する経費を一時立て替える。	496,101 (436,279)	37.2	10.4
	(社)農林水産航空協会 (昭36) 農林水産航空乗員養成費貸付事業(昭48) 【回転、貸付け】 (51ページ)	農林水産航空事業に従事する航空機乗員の安定的な確保のため、養成訓練を受ける者に対して養成費等の貸付けを行う。	166,382 (166,381)	-	-
	(独)農畜産業振興機構 (平15) (旧農畜産業振興事業団)調整資金(平3) 【取崩し、補助・補てん】	国内生産の維持及び畜産経営の安定を図るため、肉用子牛生産者補給交付金交付事業(肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格に満たない場合に、生産者に補給金を交付する。)等を行う。	58,397,862 (24,924,737)	67.9 (1.2)	0.4 (0.2)
	(旧農畜産業振興事業団)畜産業振興資金(昭37) 【取崩し、補助・補てん】	畜産物の生産又は流通の合理化を図るなどのため、乳業者等が構成する組織が行う学校給食用牛乳供給事業及び農業協同組合等が行う乳業再編整備等対策事業等の畜産業振興事業に対して補助を行う。	54,194,817 (35,007,956)	51.7	1.3
	(旧野菜供給安定基金)野菜生産出荷安定資金 (昭41) 【取崩し、補助・補てん】	指定野菜の生産出荷の安定を図るため、指定野菜の価格の著しい低落があった場合などに、生産者補給交付金等を交付する。	86,385,069 (48,594,690)	71.5 (1.3)	4.3 (0.8)

所管府省	法人名(法人設立年度)	事業内容	16年度末 保有額(千円)	事業実績率 (%)	資金保有倍率
	資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)		(国庫補助 金相当額)	(増減 比)	(増減 比)
農 林 水 産 省	(独)農畜産業振興機構 (平15)	特定野菜等の生産出荷の安定を図るなどのため、都道府県野菜価格安定法人が特定野菜等の価格が著しく低落した場合等に交付する価格差補給金等の財源を補助したり、重要野菜等の著しい価格変動に対処する産地調整等事業に係る再造成等に対して補助を行う。	11,504,211 (11,504,211)	67.6 (3.0)	3.7 (0.4)
	(旧野菜供給安定基金) 野菜農業振興資金(昭51) 【取崩し、補助・補てん】				
	(旧農畜産業振興事業団) 蚕糸業振興資金(昭54) 【取崩し、補助・補てん】	繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るため、全国農業協同組合連合会等が行う蚕糸業経営安定対策事業等に対して補助を行う。	937,586 (926,356)	56.8	0.6
	(財)中央果実生産出荷安定 基金協会(昭47)	果実の生産出荷の安定を図るため、道府県基金協会が果実の安定的な生産及び出荷を促進するために行う事業、果樹経営者の経営安定を図るための事業等に補助などを行う。	5,575,553 (5,575,553)	60.1 (7.5)	1.1 (0.0)
	果実生産出荷安定資金 (昭47) 【取崩し、補助・補てん】 (54ページ)				
	特定畑作物等対策資金 (昭63) 【取崩し、補助・補てん】	雑豆、落花生、こんにゃくいも等の特定畑作物等の需給の安定を図るため、生産出荷団体等が特定畑作物等の需給の拡大促進や、安定的な供給のために行う事業等に補助を行う。	1,317,112 (1,317,112)	24.7 (0.4)	14.6 (1.6)
	果樹特別対策資金(昭59) 【取崩し、補助・補てん】 (53ページ)	道府県基金協会が行う、天候等による需給不均衡が懸念される場合のうんしゅうみかん及びりんごの緊急的な市場隔離や災害等により果実の品質が低下した場合の傷果等の果実加工品の調整保管等に対して補助する。	12,655,773 (12,655,773)	0.0 (0.0)	303.2 (47.4)
	パインアップル対策資金 (昭63) 【取崩し、補助・補てん】 (44ページ)	パインアップル産業の体質強化を図るため、県基金協会が優良種苗の増殖、栽培管理の改善等に対して補助金を交付する事業等に補助する。	509,282 (509,282)	10.1 (0.6)	10.6 (1.2)
	(財)甘味資源振興会(昭39)	でん粉工場再編整備の効果の更なる発現に資するため、でん粉原料用ばれいしょの生産の拡大や収量の安定化に向けた産地の自主的取組等に対して補助する。	428,828 (428,828)	1.7 (0.0)	8.3 (16.5)
	いもでん粉工場再編整備 等対策資金(平7) 【取崩し、補助・補てん】 (56ページ)				
(財)日本特産農産物協会 (昭45)	豊表の価格の大幅な下落が生産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、豊表の生産県に所在する団体が行う助成事業の経費を補助する。	1,502,247 (1,500,000)	-	-	
いぐさ・豊表構造改革緊急 支援資金(平13) 【取崩し、補助・補てん】					

所管府省	法人名(法人設立年度) 資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)	事業内容	16年度末 保有額(千円) (国庫補助 金相当額)	事業実績率 (%) (増減 比)	資金保有倍率 (増減 比)
農 林 水 産 省	(社)中央畜産会(昭30) 経営効率化機械緊急整備 リース助成基金(平7) 【取崩し、補助・補てん】 (48ページ)	平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンド対策として、生産性の高い畜産経営体を緊急に育成するため、農業者が家畜飼養管理の省力化に必要な施設等をリース方式により導入する場合に、リース料の一部を助成する。	777,563 (777,563)	63.9 (0.9)	2.3 (0.3)
	畜産生産技術高度化機械 リース助成基金(平13) 【取崩し、補助・補てん】	ゆとりある生産性の高い酪農及び肉用牛経営を実現するため、農業者が家畜飼養管理の高度化に必要な施設等をリース方式により導入する場合に、リース料の一部を助成する。	132,731 (132,731)	94.9	5.3
	(社)全国畜産経営安定基金 協会(昭51) 畜産経営維持安定特別対 策基金(平14) 【取崩し、補助・補てん】	BSE等の発生により経済的に影響を受けた畜産経営の維持・安定に必要な資金を円滑に融通するため、畜産経営者に対して債務保証をした農業信用基金協会に代位弁済に係る補てんを行う。	3,921,216 (3,921,216)	35.2	169.8
	(社)配合飼料供給安定機構 (昭49) 異常補てん積立基金 (昭49) 【取崩し、補助・補てん】	昭和47年のシカゴ相場の高騰を契機として、輸入飼料原料価格の著しい高騰が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、価格差補てんを行う。	85,025,262 (46,645,134)	10.1 ()	17.9 ()
	備蓄基金(昭51) 【取崩し、調査等その他】	昭和47年の世界的な穀物生産の不作等により、飼料穀物の国際需給が逼迫したことから、飼料穀物輸出国の不作等や港湾ストライキによる輸入の途絶に対処するため、配合飼料の主原料であるとうもろこし・こうりゃんを備蓄する。	5,536,087 (5,536,087)	47.2 (0.5)	1.5 (1.8)
	全国農業協同組合連合会 (昭46) 大豆作経営安定資金 (平12) 【取崩し、補助・補てん】	大豆の価格低下が大豆作経営に及ぼす影響を緩和し、農家経営の安定を図るため、大豆価格の変動による生産者(全農系)の損失を補てんする。	0 (0)	54.2	0.0
	全国主食集荷協同組合連合 会(昭28) 大豆作経営安定資金 (平12) 【取崩し、補助・補てん】	大豆の価格低下が大豆作経営に及ぼす影響を緩和し、農家経営の安定を図るため、大豆価格の変動による生産者(全集連系)の損失を補てんする。	0 (0)	47.7	0.0
	(社)全国鶏卵価格安定基金 (昭41) 鶏卵価格差補てん交付準 備金(昭41) 【取崩し、補助・補てん】	養鶏経営の健全な発展に資するため、鶏卵価格の変動による生産者(全農系)の損失を補てんする。	3,248,674 (418,312)	45.6 (1.6)	0.8 (0.3)

所管府省	法人名(法人設立年度)	事業内容	16年度末 保有額(千円)	事業実績率 (%)	資金保有倍率
	資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)		(国庫補助 金相当額)	(増減 比)	(増減 比)
農 林 水 産 省	(社)全日本卵価安定基金 (昭44) 鶏卵価格差補てん交付準備金(昭44) 【取崩し、補助・補てん】	養鶏経営の健全な発展に資するため、鶏卵価格の変動による生産者(全鶏連系)の損失を補てんする。	6,652,687 (865,603)	55.5 (1.6)	0.87 (0.3)
	(社)全国農地保有合理化協会(昭46) 遊休農地整備特別対策融資事業基金(昭61) 【回転、貸付け】	農業経営の規模拡大、農地の集団化を促進するための条件整備を助長するため、土地条件の整備等を行う改善団体等に対して助成を行う農業公社に必要な資金を貸し付ける。	1,722 (1,722)	- ()	- ()
	農地保有合理化事業貸付原資基金(昭47) 【回転、貸付け】	農業経営の規模拡大、農地の集団化等農地保有の合理化を推進するため、農地保有合理化法人が行う農地等の買入れに対して必要な資金の貸付け等を行う。	9,379,049 (9,379,049)	1.0 (1.0)	44.2 (0.5)
	農地保有合理化法人機能強化事業基金(平7) 【取崩し、補助・補てん】	効率的かつ安定的な農業経営に対する農地の利用の集積を促進するため、農地保有合理化法人の業務運営体制の整備等に対して助成する。	7,537,896 (7,537,896)	68.8 (1.0)	8.5 (0.6)
	農地保有合理化法人債務保証基金(平7) 【保有、債務保証】 (39ページ)	効率的かつ安定的な農業経営の育成により農業の健全な発展に寄与するため、農地保有合理化法人が農地保有の合理化に関する事業の実施に必要な借入れについて債務保証を行う。	758,375 (455,025)	1.3 (0.0)	257.9 (25.6)
	長期育成貸付原資基金(平13) 【回転、貸付け】	農地の利用集積の促進及び農地保有合理化事業の長期的・安定的な実施を確保するため、農地等を長期間(5~10年以内)貸し付けた後に売り渡す事業を実施する農地保有合理化法人に対して農地等の買入資金を貸し付ける。	17,500,030 (17,500,030)	98.2	4.8
	農地売買円滑化事業基金(平13) 【取崩し、補助・補てん】	効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の円滑化を図るため、農地保有合理化法人が、買入れた農地を一定期間貸し付けた後に売り渡す際に、貸付期間中の農地価格の下落により当該農地の買入価額と売渡価額との間に差額が生じた場合に、当該差額の一部を助成する。	4,998,355 (4,998,355)	36.4	9115.5
	担い手育成貸付原資基金(平14) 【回転、貸付け】	農地の利用集積の促進及び農地保有合理化事業の長期的・安定的な実施を確保するため、農地等を一定期間(5年以内)貸し付けた後に売り渡す事業を実施する農地保有合理化法人に対して農地等の買入資金を貸し付ける。	35,660,097 (35,660,037)	63.9	4.4

所管府省	法人名(法人設立年度)	事業内容	16年度末 保有額(千円)	事業実 績率 (%)	資金保 有倍率
	資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)		(国庫補助 金相当額)	(増減 比)	(増減 比)
農 林 水 産 省	(財)農林水産長期金融協会 (昭39)	構造政策の推進や中山間地域の活性化を図るため、農林漁業者が行う経営改善や地域活性化への取組に必要な借入れに対して利子助成等を行う。	98,704,554 (98,704,554)	86.6 (0.9)	21.0 (0.9)
	農山漁村振興基金(平元) 【取崩し、利子助成】				
	(財)全国土地改良資金協会 (平2)	土地改良事業に係る農家の負担金の軽減と計画的な償還の促進を図るため、負担金の償還が困難な土地改良区を対象に利子補給等を行う。	165,832,410 (165,832,410)	75.4 (0.7)	15.7 (1.2)
	土地改良負担金対策資金 (平2) 【取崩し、利子助成】				
林 野 庁	(財)日本木材総合情報センター(昭49)	昭和60年の日米首脳会議(MOSS協議)による製材品輸入等に対処する必要性から、木材供給の高度化等を図るため、木材関連業者がリース方式により機械設備を導入する場合に、リース料の一部を助成する。	307,304 (307,304)	73.5 (0.8)	1.7 (0.4)
	木材供給高度化設備リース促進資金(昭62) 【取崩し、補助・補てん】				
	先駆的木造施設利子助成事業特別資金(平13) 【取崩し、利子助成】	民間施設の木造化を促進するため、不特定多数の地域住民が利用する民間木造施設の整備に必要な借入れに対して利子助成を行う。	20,926 (20,926)	75.5	7.3
	木材産業高度化特別資金(平2) 【取崩し、利子助成】	木材産業の体質強化と生産性の向上を図るため、事業者が行う高付加価値化、低コスト化等に必要な借入れに対して利子助成を行う。	35,700 (17,850)	0.1 (0.0)	27.0 (5.3)
	木材産業高度化促進特別資金(平7) 【取崩し、利子助成】 (49ページ)	木材産業の経営体質の強化を図るため、事業者が行う経営の合理化等のための設備導入等に必要な借入れに対して利子助成を行う。	913,962 (456,980)	30.8 (0.3)	4.5 (1.2)
	木材産業体質強化対策特別資金(平12) 【取崩し、利子助成】 (49ページ)	木材産業の体質強化等を図るため、事業者が行う加工・流通の合理化のための施設整備等に必要な借入れに対して利子助成を行う。	232,212 (116,104)	87.2	2.2
	全国木材協同組合連合会(昭36)	木材産業の体質強化等を図るため、事業者が行う加工・流通の合理化のための施設整備等に必要な借入れに対して利子助成を行う。	370,183 (185,091)	46.8	16.9
木材産業体質強化特別資金(平14) 【取崩し、利子助成】					
	木材供給高度化設備リース促進資金(平14) 【取崩し、補助・補てん】	消費者ニーズに即応した木材供給の高度化を図るため、木材関連業者等が木材供給の高度化等を推進する機械設備をリース方式により導入する場合に、リース料の一部を助成する。	290,466 (290,466)	50.4	15.7

所管府省	法人名(法人設立年度)	事業内容	16年度末 保有額(千円)	事業実績率 (%)	資金保有倍率
	資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)		(国庫補助 金相当額)	(増減 比)	(増減 比)
水産庁	(社)大日本水産会(明42)	漁業に関する国際規制の強化等により操業の維持が困難になった漁業の減船を計画的に行うため、減船した漁業者に救済費交付金等を交付する。	6,800,111	0.2	124.9
	国際漁業再編対策事業資金(平元) 【取崩し、補助・補てん】		(6,800,111)	(0.0)	(125.7)
	漁協経営基盤強化推進基金(平10) 【取崩し、利子助成】	漁業協同組合の広域合併を促進するため、合併漁業協同組合の財務内容の改善に必要な借入れに対して利子助成を行う。	1,004,196	59.3	62.0
			(1,000,000)	()	()
	(社)漁業信用基金中央会(昭33)	漁業信用基金協会の財務状況が悪化したことによる債務保証の消極化を回避するため、漁業者に対して債務保証をした信用基金協会に代位弁済に係る補てんを行う。	220,003	-	-
	漁業運転資金融通円滑化対策事業資金(平14) 【取崩し、補助・補てん】		(219,999)		
	全国漁業協同組合連合会(昭27)	燃油価格の高騰、魚価低迷等によって困難となっている中小漁業者の漁業経営の安定を図るため、漁業用石油タンクの設置費に対する助成金の交付等を行う。	1,407,934	19.1	224.3
	漁業経営安定特別対策基金(昭56) 【取崩し、補助・補てん】 (39ページ)		(1,407,934)		
	(財)魚価安定基金(昭51)	産地及び消費地を通ずる水産物価格の安定を図るため、漁業者団体が実施する主要水産物の調整保管事業に対して助成金を交付する。	1,650,376	86.3	1.0
	水産物調整保管事業資金(昭52) 【取崩し、補助・補てん】		(1,535,251)	(1.4)	(0.2)
	損失及び買取資金貸付事業資金(昭51) 【回転、貸付け】		6,292,711	89.9	1.4
			(4,600,000)	(17.2)	(0.0)
漁船保険中央会(昭27)	漁船保険事業の健全な発達を図るため、海難防止助成事業、無事故漁船報償事業等を行う。	4,733,894	31.5	54.9	
漁船保険振興事業資金(昭41) 【運用、補助・補てん】		(4,700,000)	(0.8)	(1.1)	
(財)日韓・日中新協定対策漁業振興財団(平10)	平成11年1月の新しい日韓漁業協定の締結に伴い、その影響を受ける関係漁業者に当面生じる混乱を回避し、中期的な経営の安定を図るため、各種助成事業を行う。	10,420,122	64.6	5.3	
新日韓漁業協定関連対策特別基金(平10) 【取崩し、補助・補てん】		(10,420,122)	(1.0)	(0.5)	
新日中漁業協定関連対策特別基金(平12) 【取崩し、補助・補てん】		3,324,308	95.7	4.2	
		(3,324,308)			

所管府省	法人名(法人設立年度)	事業内容	16年度末 保有額(千円)	事業実績率 (%)	資金保有倍率
	資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)		(国庫補助 金相当額)	(増減 比)	(増減 比)
水産庁	(財)海外漁業協力財団 (昭48)	海外漁場の確保と海外漁業協力を一体的に推進するため、海外漁業協力事業を行う本邦法人等に対して当該事業の実施のための貸付けを行う。	91,694,461	18.7	22.6
	貸付事業資金(昭48) 【回転、貸付け】 (53ページ)		(90,695,005)	(0.2)	(3.4)
	南太平洋漁業振興基金 (昭54) 【取崩し、利子助成】	南太平洋諸国の200海里水域の設定を踏まえて、南太平洋水域における操業を確保し、漁業者の経営の安定に資するため、入漁料の借入れに対する利子助成を行う。	1,290,810	26.5	581.8
	(財)漁場油濁被害救済基金 (昭49)	漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を推進するため、原因者不明の油濁事故等により漁業被害を受けた者や防除措置等の実施者に対してこれに要した費用を支弁する。	(1,054,979)	(0.5)	(1.7)
	防除清掃費助成事業資金 (昭52) 【取崩し、補助・補てん】		371,135	28.7	15.0
	(社)全国海水養魚協会 (昭51)	海面養殖業の高度化を図るため、養殖業高度化推進地域内で養殖業を営む者等が、リース方式により養殖関連機械を導入する場合には、リース料の一部を助成する。	(192,148)	(1.1)	(0.9)
	養殖業高度化機械緊急整備リース助成基金(平8) 【取崩し、補助・補てん】		133,324	82.6	5.4
養殖業高度化機械緊急整備リース助成基金(特定) (平14) 【取崩し、補助・補てん】	海面養殖業の高度化を図るため、特定養殖業構造調整推進地域内で養殖業を営む者等が、リース方式により養殖関連機械を導入する場合には、リース料の一部を助成する。	34,693	82.4	6.8	
養殖水産物ブランド化推進・強化機械緊急整備リース助成基金(平15) 【取崩し、補助・補てん】	地域の特性に即した養殖水産物のブランド化を推進するため、ブランド化推進地域内で養殖業を営む者等が、リース方式により養殖関連機械を導入する場合には、リース料の一部を助成する。	46,783	69.6	29.4	
小計 33 法人 61 資金		850,581,831			
		(705,120,470)			
経済産業省	(社)全国信用保証協会連合会(昭30)	破綻金融機関の融資先である中堅事業者の資金調達の円滑化を図るため、これら事業者に対して債務保証をした信用保証協会に代位弁済に係る出えんを行う。	7,945,217	15.9	1577.4
	特定中堅企業金融円滑化特別基金(平10) 【取崩し、補助・補てん】 (40ページ)		(7,945,217)	(0.3)	(2.5)

所管府省	法人名(法人設立年度) 資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)	事業内容	16年度末 保有額(千円) (国庫補助 金相当額)	事業実績率 (%) (増減 比)	資金保有 倍率 (増減 比)
経済産業省	(財)阪神・淡路大震災復興基金(平7) 新産業構造拠点地区形成促進基金(平8) 【取崩し、補助・補てん】	今後の成長が見込まれる新しい産業が集積する新産業構造拠点形成地区の形成を促進し、被災地域の産業の速やかな復興を推進するため、進出企業及び進出調査事業者に対してオフィス賃貸料及び調査費の一部を補助する。	339,300 (339,300)	90.4	1.3
	(財)ベンチャーエンタープライズセンター(昭50) 研究開発型・知識融合型債務保証基金(昭50) 【保有、債務保証】	新たな事業分野の創造を促し、我が国経済の活力を維持、増進するため、ベンチャー企業が新技術、新製品等の研究開発等を行うのに必要な借入れについて債務保証を行う。	1,215,567 (970,501)	- ()	- ()
	(社)電炉業構造改善促進協会(昭52) 債務保証事業基金(昭52) 【保有、債務保証】 (40ページ)	電炉業の構造改善を図るため、電炉事業者が電気炉及びその附帯設備の廃棄処分や事業の再構築等を行うのに必要な借入れについて債務保証を行う。	700,000 (350,000)	0.7 (0.4)	22.5 (2.1)
	(社)日本鉄源協会(昭50) ((社)回収鉄源利用促進協会から資金を引継ぎ) 債務保証基金(昭50) 【保有、債務保証】	鉄くずの資源の有効利用を図るため、鉄くず加工処理業者が設備の近代化に必要な借入れについて債務保証を行う。	723,300 (350,000)	- ()	- ()
	(社)プラスチック処理促進協会(昭46) 債務保証基金(昭47) 【保有、債務保証】 (41ページ)	廃プラスチック有効利用事業者の育成を図り、廃プラスチックの適正な処理に資するため、廃プラスチック有効利用事業に必要な借入れについて債務保証を行う。	327,588 (163,794)	29.3 (0.4)	19.6 (1.8)
	(財)航空機国際共同開発促進基金(昭61) 開発促進基金(昭61) 【取崩し、補助・補てん】	航空機の国際共同開発を促進するため、開発事業に対して助成を行う。	1,920,633 (446,434)	35.5 (0.4)	1.0 (544.0)
	(財)古紙再生促進センター(昭49) 債務保証事業基金(昭49) 【保有、債務保証】 (42ページ)	古紙の回収・流通に係る事業の近代化を公正かつ円滑に遂行するため、古紙供給業者が合理化設備等を導入するのに必要な借入れについて債務保証を行う。	560,000 (280,000)	5.8 (0.1)	35.0 (9.7)
	(社)日本タンナーズ協会(昭54) 債務保証事業基金(昭54) 【保有、債務保証】	皮革産業の経営の安定化及び事業多角化を図るため、皮革製造業の運転資金及び事業多角化資金の借入れについての債務保証等を行う。	4,051,330 (3,300,000)	44.8 (0.9)	152.3 (1.0)

所管府省	法人名(法人設立年度) 資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)	事業内容	16年度末 保有額(千円) (国庫補助 金相当額)	事業実績率 (%) (増減 比)	資金保有 倍率 (増減 比)
経済産業省	(社)日本皮革産業連合会 (昭61) 債務保証事業基金(昭61) 【保有、債務保証】	皮革産業の経営の安定化及び事業多角化を図るため、皮革及び革靴製造業の運転資金及び事業多角化資金の借入れについての債務保証等を行う。	8,575,800 (7,000,000)	39.7 (1.0)	66.1 (0.9)
	債務保証事業基金(八虫類)(平2) 【保有、債務保証】	八虫類皮革産業の経営基盤強化を図るため、八虫類製革業の運転資金の借入れについての債務保証等を行う。	1,211,500 (1,000,000)	50.2 (0.7)	78.4 (1.3)
	資源エネルギー庁	(社)潤滑油協会(昭53) 潤滑油製造業近代化基金(昭53) 【運用、調査等その他】 (46ページ、59ページ)	潤滑油製造業の合理化、高度化対策に関する事業が円滑に行われるようにするため、潤滑油に関する品質、性能の試験研究等を実施する。	2,855,000 (2,855,000)	42.3 (0.9)
(社)全国石油協会(昭28) 特定事業基金(昭48) 【運用、調査等その他】 (59ページ)		良質な石油製品の安定供給を図るため、石油製品販売業者を対象とした経営実態調査を実施する。	2,011,300 (2,000,000)	47.7 (0.7)	99.6 (1.3)
揮発油販売業経営合理化基金(昭53) 【保有、債務保証】		揮発油販売業者の経営の合理化及び転廃業の促進を図るため、設備の近代化、転廃業の実施に必要な借入れについて債務保証を行う。	15,316,493 (13,960,352)	11.1 (0.1)	3.6 (7.0)
品質管理基金(昭57) 【運用、調査等その他】 (37ページ)		良質な揮発油の安定供給を図るため、揮発油品質管理体制の整備に関する事業を行う。	2,730,000 (2,730,000)	31.7 (0.8)	50.4 (1.2)
揮発油販売業経営合理化指導基金(昭60) 【運用、調査等その他】 (45ページ)		揮発油販売業の経営の合理化を図るため、経営改善講習会や指導員養成講習会の開催を行う。	465,000 (465,000)	10.8 (0.8)	205.9 (1.1)
石油製品販売業消費税転嫁円滑化基金(昭63) 【運用、利子助成】 (45ページ、59ページ)		消費税の転嫁を円滑に行わせるため、講習会の開催、啓蒙普及を行うとともに、石油製品販売業者が異業種への進出・転換を行うのに必要な借入れに対して利子助成を行う。	15,000,000 (15,000,000)	5.4 (0.6)	285.1 (1.6)
(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(平15) 機構負担基金(平13) 【取崩し、調査等その他】		鉱害復旧事業の計画的かつ円滑な実施に資するため、平成13年度末の国内石炭政策終了後における残存鉱害に係る復旧事業の一部(無資力家屋負担金等)に充てる。	1,375,837 (1,375,837)	77.2	3.9
鉱害復旧事業基金(平13) 【取崩し、調査等その他】		鉱害復旧事業の計画的かつ円滑な実施に資するため、平成13年度末の国内石炭政策終了後における残存鉱害に係る復旧事業の一部(従来国庫補助分)に充てる。	5,912,856 (5,912,856)	75.1	0.9

所管府省	法人名(法人設立年度) 資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)	事業内容	16年度末 保有額(千円) (国庫補助 金相当額)	事業実績率 (%) (増減比)	資金保有倍率 (増減比)
資源エネルギー庁	(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(平15) 特定ばた山等管理事業基金(平13) 【取崩し、調査等その他】	本法人が管理する義務のある特定ばた山の危害・鉱害の発生を防止するため、流出・崩壊による災害発生の可能性のある当該ばた山について、恒久的安定化工事を実施する。	1,081,179 (1,081,179)	40.3	62.9
	(独)中小企業基盤整備機構(平16) 産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金(平12) 【取崩し、利子助成】 (50ページ)	関係道県が産炭地域の振興上必要な特定の公共事業を実施するため、平成13年度までに発行を許可され、15年度までに発行された地方債に対して利子補給する。	1,743,287 (1,736,944)	75.6	7.1
	地域振興整備公団補給資金交付金(平12) 【取崩し、調査等その他】	本法人が承継した旧地域振興整備公団による借入金に係る利子の一部に対する補給金及び炭鉱閉山地域等における特別低利融資の実施に伴う貸付利子の引き下げ分に対する補給金に充当する。	147,339 (146,574)	83.5	2.5
	(財)新エネルギー財団(昭55) 中小水力発電事業に係る利子補給事業のための利子補給基金(昭60) 【取崩し、利子助成】	再生可能エネルギーである水力発電の開発、利用の促進を図るため、中小水力発電施設を設置しようとする公営電気事業者等の借入れに対して利子補給を行う。	2,082,348 (1,974,302)	45.3 (0.5)	3.8 (1.0)
中小企業庁	(社)全国信用保証協会連合会(昭30) 経営安定関連保証等特別基金(平12) 【取崩し、補助・補てん】	資金繰りに支障が生じている中小企業者等への資金供給を円滑にするため、これらの中小企業者等に対して債務保証をした信用保証協会に代位弁済に係る出えんを行う。	71,850,479 (71,850,479)	40.3	38.8
	日本商工会議所(大11) 保証事業等に係る信用基金(平5) 【保有、債務保証】 (42ページ)	商工会議所が基盤施設整備事業を実施するに当たって、その資金調達の円滑化を図るため、当該事業の実施に必要な借入れについて債務保証を行う。	522,000 (500,000)	33.3 ()	156.6 ()
	全国商工会連合会(昭36) 商工会等記帳機械化等オンライン化推進事業基金(昭63) 【取崩し、補助・補てん】	平成元年の消費税導入に伴い、コンピュータを活用した記帳機械化による記帳継続指導を推進するため、オンライン処理を行う際の回線使用料や情報化時代に対応したシステム開発に対して助成する。	6,000,000 (6,000,000)	82.3 (0.9)	29.2 (1.0)
	保証事業等に係る信用基金(平5) 【保有、債務保証】 (43ページ)	商工会等が基盤施設事業を実施するに当たって、その資金調達の円滑化を図るため、当該事業の実施に必要な借入れについて債務保証を行う。	522,000 (500,000)	33.3 ()	92.1 ()

所管府省	法人名(法人設立年度) 資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)	事業内容	16年度末 保有額(千円) (国庫補助 金相当額)	事業実績率 (%) (増減比)	資金保有倍率 (増減比)
中小企業庁	全国商店街振興組合連合会 (昭43)	商店街の発展を図るため、情報収集活動を行うとともに、商店街が実施する交流事業等に対して助成する。	5,020,000 (5,000,000)	13.0 (0.5)	112.8 (1.8)
	商店街振興基金(昭63) 【運用、補助・補てん】 (46ページ)				
	小計 18 法人 28 資金		162,205,353 (155,233,769)		
国土交通省	(財)建設業振興基金(昭50)	建設業の近代化、合理化を促進し、その体質改善強化を図るため、建設業団体等が共同事業を行うのに必要な借入れについての債務保証等を行う。	5,701,000 (1,865,000)	45.3	1.1
	信用・指導基金(昭50) 【保有、債務保証】				
	建設業安定化基金(平10) 【保有、債務保証】	建設業者への資金供給の円滑化を図るなどのため、事業協同組合等が中小・中堅建設業者に転貸融資するのに必要な借入れについての債務保証等を行う。	15,000,000 (7,500,000)	91.1	0.1
	(財)不動産流通近代化センター(昭55)	経営基盤の強化と円滑かつ合理的な不動産流通市場の整備・近代化を促進するため、協業体が共同事業等を行うのに必要な借入れについての債務保証等を行う。	4,252,000 (1,000,000)	20.4	46.5
	信用・指導基金(昭55) 【保有、債務保証】				
	(財)民間都市開発推進機構(昭62)	民間都市開発事業の促進を図るため、土地取得譲渡業務で取得した事業見込地について事業実施計画の策定等、事業の促進支援を行う。	16,000,000 (12,000,000)	15.6 (0.3)	1469.1 (4.2)
	事業促進支援基金(平11) 【運用、調査等その他】				
	民間都市再生基金(平14) 【保有、債務保証】	優良な民間都市開発事業の立上げ支援を図るため、民間都市再生事業計画の認定を受けた事業者が当該認定事業を行うのに必要な借入れ等について債務保証を行う。	15,032,444 (15,000,000)	33.3	21.4
	(財)日本賃貸住宅管理協会(平13)	住宅資産の適切な管理が維持され、資産所有者の債権保護等が図られるよう、高齢者等から住宅資産を借り上げて転貸する賃貸住宅管理業者の家賃債務について保証を行う。	100,051 (100,000)	79.7	7.5
住宅循環円滑化保証基金(平15) 【保有、債務保証】					
(財)高齢者住宅財団(平5)	高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、高齢者の家賃の支払債務について債務保証を行う。	2,034,437 (2,000,000)	66.8	95.6	
家賃債務保証基金(平13) 【保有、債務保証】 (43ページ)					
償還債務保証基金(平13) 【保有、債務保証】	高齢者に対する持家のバリアフリー化等を支援するため、高齢者が住宅改良等を行うのに必要な借入れについて債務保証を行う。	508,755 (500,000)	72.9	5.7	

所管府省	法人名(法人設立年度) 資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)	事業内容	16年度末 保有額(千円) (国庫補助 金相当額)	事業実績率 (%) (増減 比)	資金保有 倍率 (増減 比)
国土交通省	(財)住宅保証機構(昭57) 瑕疵保証円滑化基金 (平11) 【保有、債務保証】	新築住宅の基本構造部分に係る瑕疵担保期間10年の義務付けに伴い、瑕疵発生時における中小住宅生産者のリスク負担を軽減するため、必要となる修補料について保証する。	7,748,000 (3,650,000)	/ ()	/ ()
	住宅完成保証基金(平11) 【保有、債務保証】 (43ページ)	住宅建設工事が完成前に業者の倒産により履行できなくなった場合に、発注者が最小限の追加負担で住宅を完成させることができるようにするため、前払金の損失や増加した費用について保証する。	406,651 (200,000)	93.2 (3.3)	0.2 (0.2)
	中古住宅保証促進基金 (平13) 【保有、債務保証】	既存住宅を安心して取得できるようにするため、売買される既存住宅の基本構造部分に関して、原則5年間の保証期間内に不具合が発見された場合に、必要となる修補料について保証する。	624,000 (474,000)	/	/
	(社)全国市街地再開発協会 (昭44) 民間再開発促進基金 (昭53) 【保有、債務保証】	民間による市街地再開発事業等の促進を図るため、再開発組合等が当該事業を行うのに必要な借入れについての債務保証等を行う。	5,500,000 (5,050,000)	63.4 (12.2)	7.9 (0.0)
	(財)交通遺児育成基金 (昭55) 交通遺児育成基金(昭55) 【取崩し、補助・補てん】	交通遺児の生活基盤の安定を図り、健やかな生育に資するため、交通遺児に対して育成給付金を支給する。	6,130,965 (303,527)	97.7 (1.0)	6.1 (0.9)
	日本自動車整備商工組合連 合会(昭49) 自動車整備近代化資金 (昭58) 【保有、債務保証】	指定整備事業者の行う車検整備の割合の維持向上を図り、国の検査業務の合理化に寄与するため、整備事業者が自動車整備の近代化を行うのに必要な借入れについての債務保証等を行う。	4,982,000 (2,491,000)	26.8 (0.6)	1.0 (1.4)
	小 計 9 法人 14 資金		84,020,303 (52,133,527)		
環境省	(財)産業廃棄物処理事業振 興財団(平4) 産業廃棄物適正処理推進 基金(平10) 【取崩し、補助・補てん】	不法投棄された産業廃棄物を処理し、原状回復を行う都道府県等を支援するため、経費の一部を助成する。	7,724,225 (7,168,236)	64.8 (6.4)	4.1 (0.4)
	債務保証基金(平4) 【保有、債務保証】 (55ページ)	産業廃棄物処理業者等が処理施設の近代化、高度化等を図るため、必要な資金について債務保証を行う。	3,320,377 (2,487,623)	2.4 (0.2)	20.9 (2.1)

所管府省	法人名(法人設立年度) 資金(事業)名(設置年度) 【資金分類】(参照ページ)	事業内容	16年度末 保有額(千円) (国庫補助 金相当額)	事業実績率 (%) (増減比)	資金保有倍率 (増減比)
環境省	(独)環境再生保全機構 (平16) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金(平13) 【取崩し、補助・補てん】	中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、処理に要する費用の一部を補助する。	16,275,932 (8,000,000)	-	-
	(財)日本環境協会(昭51) 環境修復・創造支援基金 (平12) 【取崩し、利子助成】	市街地における土壌・地下水環境の修復・保全対策の一層の推進を図るため、土壌汚染対策及び地下水汚染対策の実施に必要な借入れに対して利子助成を行う。	499,688 (499,688)	51.5	110.8
	土壌汚染対策基金(平14) 【取崩し、補助・補てん】 (44ページ)	土壌汚染対策の着実な推進を図るため、汚染原因者が不明の場合の土壌汚染の除去等に要する経費について補助する。	1,348,899 (1,110,620)	84.8	238.0
	小計 3 法人 5 資金		29,169,121 (19,266,167)		
合計	70 法人 116 資金		1,540,978,521 (1,312,680,071)		

注(1)「法人設立年度」は、改組があった法人についてはその改組の年度を記載している。

注(2)「事業実績率」及び「資金保有倍率」は、平成16年度末現在で算定したものであり、「-」は、直近3年間に事業実績がないことを、また、「/」は、資金事業の仕組み上事業実績額が算定できないことを示している。

注(3)「事業実績率」の「(増減比)」は、13年次検査資金のうち16年度末現在において設置されている72資金について、12年度末現在の直近3年間の平均事業実績額(12年度平均実績)に対する16年度末現在の直近3年間の平均事業実績額(16年度平均実績)の割合である。

ただし、12年度平均実績がないため、増減比を数値で示せない資金について増加として整理したものは「/」、16年度平均実績が制度の仕組み上算定できないなどのものは「-」で示している。

注(4)「資金保有倍率」の「(増減比)」は、上記(3)の72資金について、12年度末現在の資金保有倍率に対する16年度末現在の資金保有倍率の割合である。

ただし、資金保有倍率算定の基礎となる12年度平均実績がないため、増減比を数値で示せない資金について減少として整理したものは「/」、16年度平均実績が制度の仕組み上算定できないなどのものは「-」で示している。